

本日の会議に付した事件

平成28年第3回山元町議会定例会

平成28年9月8日(木) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第66号 平成25年度債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外工事請負契約の変更について
- 日程第 3 議案第67号 平成27年度 社総交(復興) 請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第 4 報告第13号 平成27年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第14号 平成27年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第 6 認定第 1号 平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成27年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成27年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成28年第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、7番菊地康彦君、8番大和晴美君を指名します。

議 長(阿部 均君) これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長(阿部 均君) 日程第2. 議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(早坂俊広君) はい、議長。議案第66号平成25年度債務負担行為 請2号 新

坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

説明に先立ちまして、まことに申しわけありませんが、お手元に配布いたしました資料の訂正のおわびを申し上げます。お手元に配布いたしました第3回議会定例会配布資料No.9の議案の概要の記載内容で裏面、項目6、工期でございますが、平成25年6月18日と記載してございますが、こちらは誤りで、正しくは平成25年6月19日からでございます。6月18日は誤りで、正しくは6月19日でございます。まことに申しわけございません。訂正いただくようお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案の概要につきましては、配布資料No.9にてご説明いたしますので、ご覧願います。

初めに提案理由でございますが、新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約において、記載のとおり一部に変更が生じたことから地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。なお、今回の変更はことし2月15日に開催されました山元町議会第1回臨時会でご可決いただいた補正予算の増額変更でご説明申し上げた項目に関するもので、建築工事につきましてはことし3月23日に開催されました第1回定例会にて契約の変更をご可決いただいている状況でございます。造成工事につきましては、このたび精算変更が完了したことから契約の変更についてご審議いただくものでございます。

続いて、ご審議いただく項目及び内容についてご説明申し上げます。契約の目的につきましては、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更でございます。契約金額につきましては、現契約52億4,181万3,687円から契約額を53億5,585万6,287円に変更するもので、増額は1億1,404万2,600円でございます。こちらは消費税を含むもので、2.18パーセントの増額でございます。契約の相手方は鴻池・上野組特定建設工事共同企業体で、工事の場所は山元町町地内でございます。

次に工事の概要、こちら変更分の説明でございますが、先ほどご説明申し上げたとおり、ことしの2月15日に開催されました臨時会で説明いたしました補正予算の増額変更の項目について精算変更が完了した造成工事に関するものとなっております。改めて主な変更内容をご説明させていただきます。造成工事の主な変更内容といたしましては、5工事の概要（変更分）に示しております。造成工事における（1）から（4）、造成設計における（1）の計5項目でございますが、造成工事に関しましては造成工事の工法の変更に伴い増額となったもの、（2）は関係機関との協議に伴い数量がふえたことにより増額となったもの、（3）は使用材料の変更に伴い増額となったもの、（4）は東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う増額、また造成設計に関しまして（1）は設計業務の内容変更に伴う増額となっております。

次ページ以降の添付資料A3の図面にてご説明申し上げます。まず、造成工事の工法変更に伴う増について次ページA3の資料、新坂元駅周辺地区工事変更箇所位置図に記載しております緑で囲われた工区におきまして、当初想定しておりました圧密沈下が想定していた期間よりも長くなることが判明したことから、圧密沈下を促進するための地下水を低下させる工法を追加したことによる増額変更でございます。具体的に申し上げますと、次ページA3資料、圧密沈下促進工法について右上に青枠で①造成工事の工法変更に伴う増、説明資料に記載されている資料をご覧願います。左上図①計画（設計時）

の圧密収束期間の設定の図に示すとおり、本工事では上から盛り土、プレロードと申しませんが、プレロードを載荷することにより有機質土、粘性土の地下水を排出することによって地盤を密実にし強固にする工法でございます。排水はこちらの灰色の縦の長方形で示しております締め固め改良工と記載されております、こちら砕石で打ったくい、グラベルコンパクションと申し上げますが、こちらを介して外部へ排出する計画でございました。しかし、沈下が計画どおり進まなかったことから地盤の状況を調査したところ、左下の図②圧密沈下の遅れの発生に示しますとおり、圧密沈下を想定していた層より下の液まじり砂の地下水の水圧が大きいことが判明し、そのためグラベルコンパクション内の液まじりの砂の水圧が高いためこちらの水圧に負けて有機質土、粘性土の水が計画どおりに抜けられないことが判明しました。そこで、右上の図③対策工の効果に示すとおり、地中にケーシングを打ち込み、こちらは赤で書いてございますが、ポンプで水をくみ上げることにより液まじり砂層の水圧を下げ、有機質土、粘性土の排水を計画どおり促す工法を追加したものでございます。そのため、約4,000万円増額するものとなったものでございます。なお、こちらは補正予算でお願いした額内でおさまっている状況でございます。

続きまして、(2) 関係機関との協議に伴い数量がふえたことによる増額についてでございますが、次ページA3資料新坂元駅周辺地区情報管路移設図をご覧ください。右上に青枠で②関係機関との協議に伴う数量増説明資料と記載されている資料でございます。当初は施工範囲のみ、この赤青で示してございます通信ケーブル、こちらの当初は施工範囲のみの145メートルの通信ケーブルのつけかえを想定してございましたが、国との協議により部分的にケーブルを切断し再接続を行わず、接点間、こちらで示しておりますハンドホール設置間隔でございますが、青色で着色されている全範囲2,000メートル全てを一連の通信ケーブルでつけかえることとなったため、1,855メートル数量増となることなどにより約1,800万円増額するものでございます。

続きまして、(3) 使用材料の変更に伴い増額になったものについてご説明申し上げます。次ページA3資料サンドマット計画平面図、右上に青枠で③使用材料の変更に伴う単価変更説明資料と記されている資料をご覧ください。本工事では、(1) 造成工事の方法でご説明申し上げましたプレロード盛り土により圧密沈下させ、安定した地盤へと改良する工法を採用しておりますが、その際、土中の水を外部に排出しやすくするため、現地盤と盛り土工の間に透水性の高い層を設置するサンドマット工法を用いております。通常の岩ズリではこの工法の基準を満たす透水性の確保が難しいことから、赤色で着色している範囲、6万6,910平方メートル、こちらの材料を透水性の高い基準を満たす材料に変更したことにより単価増となったことから約1,500万円増額するものでございます。

議案の概要にお戻り願います。(4) 東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事費の補正に伴う増額ですが、こちら被災地の震災復旧復興の大幅な増加に伴う物価上昇に対する補正、インフレスライドなどにより約2,600万円増額するものでございます。

続いて、裏面をご覧ください。造成設計に関する(1) 設計業務の内容変更に伴う増ですが、地質調査結果を考慮し地盤の形状などに応じた経済的な地盤改良工事の設計を行うため、地盤解析ブロックを当初5ブロックだったものから17ブロックにふやしたことから約1,500万円増額するものでございます。その結果、約1億1,400万

円の増額となりますが、各変更内容及び総額ともに臨時議会でお認めいただきました補正予算額内におさまっており、増額割合といたしましては2.18パーセントとなっております。

続いて工期でございますが、平成25年6月19日から平成28年10月31日までとなっております。変更理由につきましては工事の概要でご説明させていただいたとおり、記載のとおりでございます。議決経緯につきましては、記載しておりますとおりでございます。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。説明を受けたわけですが、2月補正を強調しているわけですが、2月にあんだら認めだんだべと。2月補正のときにこのような詳しい内容の説明がなされていたかどうか。私ちょっと記憶にないんですが、附属資料を見てもこのぐらいの数字だけの説明はありましたが、内容についての説明はございませんでした。私の記憶からすればですね。2月補正でどの程度の説明を行ったかということだけで確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。2月補正で各項目の説明という形でさせていただいております。造成の工法変更及び現場発生と関係機関との協議に伴う増、あと使用材料に伴う増と震災復興関連、要はインフラ整備ですね、そういったところの項目という形での説明はさせていただいております。あと、その詳細につきましても図面等で大まかな説明は差し上げていたかと思っております。ただ、今回ほど細かい形のご説明はなかったかと思っておりますが、項目等についてのご説明は差し上げていたと思っております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。項目ごとになんぼかかる、造成でなんぼかかる、建築でなんぼかかるとかというような内容の説明はあったかと思っておりますが、少なくともこの附属資料に伴っての従っての沿っての説明で終わっていたのかなど。だとするならば、ここまでの詳しい内容のことまではそこでは判断できなかったということが言えるのではないかと。私はそういう受けとめでした。そんなことがあって造成、建築関係ですか。3月議会での契約の際にはあのような経緯があってあのような結論に至ったということなんです。これが今回提案されたのはその造成版というか造成で精算して出されたということなんです。補正のときにこのような内容で説明されていればあの補正もどうなっていたかわからないということが言えるのではないかと。私はそうだと。そこまで説明受けていけばというふうになるわけですが、その辺こう憤りを持っております。今回のこの提案に対しましては。でき上がったもので認めろという提案なんですよ。全く議事を軽視している、無視している、ばかにしているというような説明になっております。そのことを強く指摘しておきます。

そして中身についてなんです。中身ももともと知っていた内容のものだな。結局、軟弱地盤対策、何回か行われているんですよ、ここにね。これが最終版ということなんです。これで見ますと5回当初提案されてから4回変更契約あって、今回が5回目ということになるろうかと思っておりますが、ちょっと普通の頭では考えられない内容、経緯

過なんですね。我々の普通の頭ではですよ。皆さんのプロの世界ではこんな通常当たり前というような受けとめ方なのかもしれませんが、我々普通の頭で考えるとこういうあり方というのはあり得る話なのかという大きな疑問を持つものであります。そしてもとに戻りますが、この軟弱地盤。これもあそこの地にするときに前から言われていた話なんです。当初早坂さんにこんなこと言っても、私そのときいなかったと言われればそれまでなんです。そしてこの地、そういうことずっと指摘されながらも、しかしながらここに最終的に決めた。そして進めてきたんです。そういろいろもろもろあって決まったんですから、それは手続としては問題ないんですが、しかしながら、そういうふうに言われ続けてきた地盤であるんですから相当詳細な、そしてその都度詳細設計した結果また問題が起きてきた。そしてそこでまた補正というか改善するための金を落としてやる。その繰り返しなんです。その根本にあるのは、要因にあるのは軟弱地盤の対策、ずっとそれなんですよ。何でこんなことが1回でわからないのか。プロのオオバもいるしみんなプロの方々がやっているところなんですよ。事業なんですよ。もしそれがそういうプロの人たちがやってもわからなかったということであれば、これはやっぱりそもそも問題があったと。今さらそもそも何を言われても困るという考えも受けとめもあるかと思いますが、余りにも強引に取り組んできたということの結果が今こうしたこういうところにあらわれているのではないかというふうに考えるわけですが、そしてこういった契約のあり方が普通増加率というのは一般的に何パーセントと言われるかということなんです。一般的にはこの場でも確認した経緯がありますので私のほうから言いますけど、この場でも常任委員会でもちょっとその辺が、あるいは特別委員会か全協でかわからないんですが、30パーセント。常任委員会ですね、これは財政課のほうからの話なんです。一般的には3割が普通だと。変更増加もね。この件については何パーセントの増加率になっているか。その件について俺から言うとあれだから正確なところを伺います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。確かに、今回の増額ということで2.18パーセントというお話をしましたが、当初の契約額との増額率に関しましては36.15パーセントとなっております。36億8,689万7,100円に対しまして、税抜きでお話ししておりますが税込みですと38億7,124万1,955円に対しまして53億5,585万6,287円ということで、増加割合としましては36.15パーセントになってございます。36.15パーセントでございます。

再度申し上げますが、今回増額となりました53億5,585万6,287円、こちらを当初契約額38億7,124万1,955円で割った場合、割ったところ、1.3615になるかと思うんですが、その結果、36.15パーセント増という形でご理解いただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その部分に対しましては、私のほうがちょっと小学生以下でした。

それにしても、30パーセントを超えた増加率となっている。そもそも30パーセントでいいというそういう一般的な見解もあるようですが、それでも一般通常常識から考えますとそれが果たして許されるものなのかどうかというのは、では大きな疑問が残る。30パーセントでもですよ。そういう異常な結果となっています。何回も言うようですが、そしてこうした事態を引き起こした背景には事業の進め方、それぞれの決め方、あ

るいはその取り組み方にも問題があった。5回ももう変更契約している。しかも、中身についてはほとんど同じ内容、改良改良ということ。やってみてわかった、やってみてわかったという、これまた一般の目から見れば非常に疑問が残るやり方なんですよ。まして、その背景はこれまたくだいようですがあそこにそもそも問題があったあの地盤にですね。そしてもろもろの意見を聞いていけば、そして対応していればあそこを選ぶということはなかったのかなと。選んでもいいんです。ただ、当初からそういう予算で対応すべきではなかったのか。かけるところにかけるとは、これは仕方ない話ですからみんながあそこに望んで、そして金はかかるけれどもここがいいよということで決めたのであれば、それに見合うような形で契約予算とって、そして進めてこななければならないという内容の事業であったかと思うんです。その辺の経緯、この間の取り組み、やり方についてこういう結果を生んだというそういうことに対して町長、いかがでしょうか。町長がトップ責任でこういうことをリードしてきたということでもありますので、その辺の見解、責任も含めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。まず、この経緯経過ということでございますけれども、議員のほうからも一部ご紹介していただきましたように、いろいろ検討を重ねてきた中でこの坂元の新市街地の位置について決まったという経緯がございます。一つは大きな意味で言えば常磐線の内陸移設のルートを国道よりも西側、上側にとるのか、それを今の現位置にとるのかという中で、たしか国道の西側にとる場合についてはもう少し丘陵地のほうに新市街地を、あるいは駅をというふうなそういうルートで23年12月の議会にお諮りをして、議事を1週間延期していただいているいろいろと議論を重ねる中で今の鉄道のルート、そしてまた新市街地の位置が変わったという、これは議員もその辺お含みおきの上での先ほどのお話なのかなというふうに思います。ルート変更といいますか位置取りについてはそういう経過がございます。

工事そのものにつきましては、これは確かに当初の請負金額からの増嵩、開きという部分についてはご指摘の平均的な30パーセントを超える変更率になっているのではないかなというふうなことでございますけれども、これもご案内のとおり今回の施工方式については設計施工一括発注方式ということで、これまでもご説明させていただきましたように、契約の段階では概略設計の段階で発注をして入札をして、入札の後に設計をしながら、変更をしながらその繰り返しによって工事を積み重ねてきているという通常ベースの工事手法とは異なる手法を採用しているということもございまして、加えて、ご指摘のありました当該地が町内でも地盤の軟弱な地域になっているということもございまして、残念ながら不測の日数、あるいは工事量が発生してきたとそういうふうな受けとめているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の町長答弁では一括発注方式で、それも議会が認めたんだからこういうことになるのも仕方ないと、そうでしょうというような答弁の内容でした。経緯はどうあれ、どうあれというか非常に重要なことなんです、もう一つそういうことであるならば確認したいんですが、そもそもの総事業費は幾らと見積もっていたのかお伺いいたします。債務負担ということで出てくるかと思うんですが。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。当初、建築と造成合わせまして国のほうと協議して見積もっていた予算といたしましては、約68億8,000万円という形で考えてございました。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その際、そういった説明というのはあったでしょうか。債務負担ね、最初聞いたときは債務負担だけで全部で3つで245億円だか、3つというのは宮城病院まぜて。それ以来何の債務負担についてはその都度その後説明ないんです。なかったんですが、その辺があればその当時我々もそれにそういうふう気づくかどうかというはまた別問題なんだけれども、その辺のある程度の内容というのはイメージできるかと。今68億円と今初めて聞いたんですが、68億円もかかるのかというふうなことで、もしその当時示されていればその辺もいろいろ議論の対象になったことかと思うんです。例えば西田地区だったらどのぐらい大体かかるのかとか、あそこだったらどのぐらいかかるのかということでの判断は可能だったのかなというふうに受けとめるわけですが、考えるわけですがその辺、わかればお願いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今回のような細かい説明ではないのですが、年度当初の予算の説明の中でこのような枠でというか、形の予算で進めさせていただきたいという形のご説明という形ではさせていただいていたかと思えます。

議長（阿部 均君）この際、今の答弁について整理をしますので、暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部のほうから回答に要する時間をあと10分ということでございますので、会議は10時50分再開といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。すみません。時間を長々といただきまして申しわけございませんでした。

あと、先ほどご説明申し上げました68億8,000万円ですけれども、こちらはちょっと私勘違いしておりまして、建築分の、かつ山下と坂元の25年の歳出予算と26、27の債務負担行為の額の合計ということで、28年2月の臨時会でご説明申し上げた資料に書いてあった数字を誤って申し上げておりました。申しわけございません。

それで、遠藤議員のご質問のありました当初の説明ということで、25年4月にご説明申し上げました3地区合計にはなるんですが、債務負担の額といたしましては116億5,559万4,000円ということでご説明申し上げた経緯がございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その際に確認した記憶があるんですが、3地区でたしか245億円とか何とかというようなことで、その内訳も示されたんです、口頭で。その際の数字があるかと思うんですが、そしてそこから出発している。その際には116億円からその後なんぼか上がって200億円までにはならなかったと思うんだけど、我々最初に説明聞いたのは245億円だかというのが口頭でとりあえずは聞いたんだけど

も、実際の債務負担の動きとしては116億円になんぼか足さって、それでも200億円に満たなかったのかなど。そういう中での展開ということで財政、その隣にいる人がいろいろ資料をつくって我々にも債務負担の中での事業費だから問題ないですよという説明はこの間資料をいただいて説明も受けているという経緯があるんですが、そういう流れの中でその坂元地区についてはどうだったのかということなんです。何でそこを確認するかというと、多分債務負担の中でその55億円というのも53億円というのもその債務負担の中で許されたことで多分増額増額と自由にといいますか、この範囲だったら十分にやれるんだということでやってきたかと。それが一括発注方式というかそういうことだと思うんですが、それにしても我々全くわからないんですよ。わからないのを威張ると言ってはだめなんです、わからなければ学ばなければならないんですが、しかし、学ぶにしても皆さんの報告説明が非常に少ない中での我々の理解ということもあるんです。そのために皆さんにはもっとわかるように理解できるような説明、資料も含めてです。というのがこの間の経緯についてはそういったものがほとんど全くないないとは言いません。資料もいただいて、まだ資料をいただいてもそれを理解する我々のほうにも問題が、私に問題がある部分もあるんですが、そして流れの中で結果こういうふうにはぼんと出されてしまうという。そしてこの結果を出されてしまうときにはこれは既にでき上がったものだと。そして精算で今度このぐらいかかるからどうぞ認めてください。先ほどの説明では補正でもうあんたたちに十分説明しているでしょうという話になるわけですが、それにしたってですから先ほど確認したんですが補正のときにこのぐらいうの内容の説明をしていただいたかということも説明されていません、それは。そして私の判断で金は認めるけれども、具体のときにそこで判断しましょうというようなことで3月議会のときにはその具体が出て、その中身を見てみたら今回も同じなんだけれども既にやってきた事業、精算という発想といいますか考え方は私たちには全くありませんでした、契約の中で。そしてそういう説明もありませんでした。最終的に一括発注方式というのはこういうことなんですという説明もこれまでありませんでした。あったかどうかわかりませんが私の記憶にはありません。そういう一括発注方式は皆さんも答弁なされて説明もしているようですが、本当に難しいですね。新しい方式と我々にとっては新しい方式、新しい方式なんだから我々の理解できるように十分判断できるような説明をそのためにオオバさんが15億円も最終的に17億円はそのぐらいをかけてちゃんとそういう人たちに頼むから大丈夫なんだよ。それは町の立場でやるんだから。決して皆さんにご迷惑をおかけ、皆さんというか町民の負担をかけるようなことはいたしませんという表現はしたかどうかは別にしてそういうことで、そういう方式でやってきたんですよ。ところがこの間も見るとこのオオバさんの姿もなかなか見えない。見えづらくなっている。いろいろ問題が出てきているんですよ。その問題解決のために問題に対応するためにオオバさんがいたにもかかわらず、なかなかそのオオバさんの姿が見えない、見えていない。疑問だけが残る結果になってしまっているというやり方になっているんですよ。町長、先ほど来議会が認めたんだからというような表現もあるようですが、その辺少し考え、皆さんのほうにも説明責任というものがあるんですよ。こういう重大な問題を決めるときにその前に事務的なあれですから、先ほど言った最終的な事業費というのを坂元、さっき116億円というのが明らかになりました。その後、多分最終的にこの事業費債務負担どこまで許される事業費だったのか。その時点で116億円

から200億円近くまでいったのはかなり前の時期なので、それが多分最終の総事業費ということになるのかなという受けとめなんです、その辺を明確にというかこのことを判断する上で必要な数字ですのでその辺、お示しいただければと思います。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長、時間を要しますか。暫時休憩といたします。もう少しお待ちください。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

今少し計算に時間を要するというのでございますので、この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）10分までと申し上げましたが、5分早めて会議を再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま、遠藤議員のほうから議案第66号の債務負担行為等の部分について質疑がございますが、いろいろな部分がございますがなかなか明確な回答が得られないという部分がございます。その部分については特別委員会とかいろいろな部分で明確にさせていただくということで、町長のほうから一言ご発言をいただいて議事進行を図ってまいりたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員には大変お時間を頂戴して恐縮でございます。

今回の新市街地の整備、特に坂元地区の関係につきましては、これまで扱ったことのない大規模な工事ということで、そしてまた新しい契約方式である設計施工一括方式というふうな、特殊な方式を採用しての工事の推進ということもございまして、私どもも極力その都度議会に対しては一定のご説明を申し上げ、できるだけご理解をいただきながらですね進めてきたところでございますけれども、今回のこの請負契約の変更に際してスムーズなお答えをいたしかねたという部分につきましては、重ねておわびを申し上げます。今後の決算審査分科会の中で説明に意を尽くさせていただきたいと思っておりますので、なにとぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。問題に対する認識がよくわかっていない今のご発言かと思われ、根本的なところに問題があるのではないかとということからの私は発言なんです、そしてそれを立証するための一つ一つの確認ということで今進めているわけですが、その部分が明確にされないでこの場はというか私はこのやり方、方法を再確認する、再検討する。しながら最終的にどうこうというような方向が求められているのではないかと、いうふうなことでのことも含まれているんですが、明らかにこの件についてはその他のというか同じ方法でやってきている事業についても問題はいろいろ、山下地区についても噴き出している部分がありますし、それが今度財政の中でどうそういった問題が浮

き出てくる心配懸念もあるところなんです、そういったことを十分自覚した上で全て今後こういうことは多分ないと思います。この一括発注方式というのは。ですから、なおのことこの問題は問題として明確にして、この責任というのは明確にされた上で次に進む。それでないと全くないにしてもこの手法に問題があるということを私何回も指摘しているんですが、その辺のところは十分検証されない、あるいは自覚されない、認識されないということになると、今後もそういった懸念心配というのは消えない。私たちから見れば。そういうことも含めてのことなんです。そういうことに対して町長、どうなのかという話なんです。今の町長の答弁はいろいろ難しい問題だから仕方ないんだと。あとは数字的なものだったらそこで理解してくださいというような発言だったかと思うんですが、私はちょっとそれでは、やっぱりであるならばこの問題を明確にして進めないとうまくないのではないかと。うまくないというか本当莫大な金を使っているわけですからね。その辺はきちっと整理しておかないとうまくないかなと思うんですが、いかがでしょうか。今の町長の発言ではちょっと納得しかねるなど。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。再度お答えをいたします。

今少し議員の思いと私の説明で少し舌足らずの点があったかもしれませんが、ご指摘のとおり大きな工事、いまだかつて経験したことのない工事手法を採用をしてというあたりのいろいろな問題点、そこには進行管理、あるいは途中での説明のあり方、そしてまた今回の初めての経験のこの他事業なり新しい手法を経験した中でのもろもろの反省、今後に生かすべき総括なりをしっかりとしながらこの問題に対応していかなくちゃいけないのかとそういう思いの中で、先ほど話をさせていただきました。そういうことを十分踏まえて決算審査分科会の中でも改めてお話を、説明をさせていただければありがたいというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。余り長引かせてもううまくないという議長の気持ちもわかるということで、今の発言でも十分な納得はできないということを指摘し表明し、あと事務方ですかね。この5、6年のところをきちっと整理して、すっきりさせていただきたいということをお願いして終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。今説明を受けた中で工事概要のところの4番目のやつで、賃金等の変動という形があります。これは25年度当初最初のスタート部分と今とで、どれぐらいの差があるのか。それともう1点、部材がどれぐらい物価上昇しているのか、差がどれぐらいあるのかお伺いします。

議長（阿部 均君）すぐにわかりますか。わからない。物価上昇がわからない。よろしいですか、青田議員。それだけなんですか。

それでは、後で回答をいただくということで議事進行を図ってまいりたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。工事の概要の造成工事の（1）番の中に、このように示されておりますが、造成工事の工法変更に伴う増、その下に地盤改良工において圧密沈下が当初予定していた期間より長くなることが判明した。ずっと読んでいくと、これは長くなるということが判明していて、現在これがおさまっていなければまた変化が出てくる可能性があるわけですね。これがいつまで続いて、何回あと補正をやればいいのか。勉強不足で申しわけないんですが、今後液状化現象等とか地盤の低下、変化があった場合にまたこ

のようなことがいつまで続くのか。その責任の所在はどこにあるのか。わかる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今のご質問ですが、お手元につけております圧密沈下の遅れ対策というプレロードを描いてあった絵があったかと思うんですが、こちらにお示ししてあるとおり、当初は30日、①のほうで左上の図に描いてあります30日で落ち着くような形の計画でございましたが、30日たっても想定した沈下が観測されなかった。要は、密度まで下がっていなかったということで、それでこういった水中ポンプを設置して水を抜く工事をした経緯がございます。その結果、実際に沈下が収束して、それで工事を完了しているという形になっておりますので、その後沈下するということとはございませんので、そのこのところは沈下完了しているということでご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（阿部 均君）今後、液状化等のそういうふうな部分はないのかどうかという部分は。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。あわせて、液状化につきましてもこちらの碎石のくいを打つことによって地盤が締まるということから、液状化対策もあわせて実施しておりますので、沈下及び液状化対策はこの工事をもって実施完了という形で計算上落ち着いているという形でご理解いただければと思います。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの答えですと、心配ないということだろうと思います。増水とか雨が降ってそこに水がたまるとか、それから地震によって地盤が揺れることによってまたゆがみが生じるとかということが出てくると思うんですが、そのようなことで、公共用地になる部分とかそれから一般の方に市販されて住宅が建てられた方もおると思うんです。不安があったり心配なことがあると思うんですが、そういうふうな保証とかそういうふうなことというのは造成の契約の中には含まれているのか。そういうことについてはいかがなんでしょう。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。補償という形では地表面の地耐力という形でもともとこちらのほうを30キロという形でお引き渡ししているという経緯がございます。また、面としての地盤そのものについての保証という形ですが、こちらにつきましては液状化及び圧密沈下、こちらで地盤のほうを安定させてお渡ししているという形で、例えば今後洪水が出たときに地盤がどうだとか、地震があったときはどうだというのは、計算上もつ形でお渡ししておりますので、特にその保証という形では特にございませんが、家を建てる際の地耐力という形の保証はさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第66号平成25年度債務負担行為 請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第67号平成27年度 社総交（復興）請2号町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。なお、議案の概要につきましては別紙配布資料No.12でご説明いたしますので、ご覧願います。

初めに提案理由でございますが、町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約において、記載のとおり一部に変更が生じたことから地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

続いてご審議いただく項目及び内容についてご説明申し上げます。契約の内容については、平成27年度社総交（復興）請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事の請負契約の変更でございます。契約金額については、現契約額3億4,992万円から契約額を4億244万7,960円に変更するもので、増額は5,252万7,960円で、これらは消費税を含むもので、15.01パーセントの増額でございます。契約の相手方は鉄建建設株式会社東北支店で、工事の場所は山元町高瀬地内でございます。

次に工事の概要でございますが、主な変更内容についてご説明申し上げます。次ページA3資料平面図をご覧願います。本工事はこちらの図でお示しするとおり、平成26年に町からJRに委託して実施した内陸に移設するJR常磐線の立体交差部、こちらはボックスカルバートの工事が既にJRに委託して工事されておりますが、コンクリートでできたそのトンネル部に接続する前後のU型擁壁を施工するものでございます。こちらの変更対象となる部分は、（1）流末排水口は図面の右上側に伸びた赤色で着色された箇所、アンダーパス内の排水を目的とした部分でございます。（2）仮設工、鋼矢板引き抜きは図のJRとU型擁壁が交差する箇所、ちょうど緑と赤の境目の部分ですが、そちらの仮設材に関するものでございます。（3）土工、埋め戻し運搬につきましてはU型擁壁を施工する際、こちらは標準の断面図でございますが、実際1回掘削して埋め戻す土の土砂の運搬に関するものでございます。

議案の概要にお戻り願います。工事の概要、増変更分といたしましては、（1）流末排水口を当初は開削工法で103メートルだったものが、推進工法で105メートルに変更するものでございます。（2）仮設工（鋼矢板引き抜き）については、当初651枚だったものがJRの仮設工を引き継ぎ利用することから702枚ということで、51枚増工するものでございます。（3）土工、埋め戻し土運搬については、当初現場内に仮置きする予定だったことからゼロ立方メートルだったものが、場外に搬出し再度搬入し埋め戻しで使用したことから1,900立方メートルに増工したものでございます。

工期でございますが、平成27年9月17日から平成28年9月30日までとなっております。

続いて変更理由でございますが、2ページ後ろのA3資料計画平面図をご覧ください。

(1) 流末排水口の工法変更に伴う増額は4月の全員協議会でご説明申し上げました内容でございますが、流末排水口の工法変更に伴い増額となったもので、右の緑色の線で示しております流末排水につきまして、当初開削工事で実施する予定でしたが、橋梁、上水管、電柱等施設支障移転費が新たに生ずることが判明したことより、当初よりは増額となりますが、より経済的な推進工法に変更させていただきました。また、あわせて排水ポンプを設置するためのマンホールを設置することによる増額でございます。

続いて(2)、町で委託したJR工事からの仮設材などの引き継ぎに伴う増額ですが、町からJRに委託してアンダーボックスを工事してございますが、それと本工事の工区境、ちょうどこちらでいう赤色着色部、②JR引き継ぎ鋼材と記されている仮設材についてJRに委託した工事から当工事で土留め材をそのまま引き継いで、請け負って施工すると、そのまま使用するという形で引き継いだことからの増額となっております。前工事で仮設材を撤去して、その後当工事が引き継いでまた新たに矢板を打つよりも、もともと打っている矢板をそのまま利用して行くと。幸い、対象会社が同じJR関連会社であり、また発注者側も委託したのも町でありますし、今回工事を行うのも町ということから、仮設材をそのまま引き継いで本工事で撤去するという事で調整させていただきました。その結果、トータルコストでは削減することができましたが、当初この仮設材を計上していなかったということから、今回増工させていただくものとなっております。

続きまして(3)、埋め戻し土の場外搬出搬入に伴う増額ですが、U型擁壁を設置する際に掘削した土を埋め戻し材として利用する計画でございましたが、当初はこの土を作業ヤードに仮置きして再利用する計画でございましたが、現場内に仮置きしますと資材の置き場、重機の作業範囲が確保することが難しいということが判明したことから、その土を1回場外に搬出し再利用することになったために増額となったものでございます。議案の概要にお戻り願います。その結果、変更理由に記載のとおりとなっております。

議決の経緯につきましては、8議決の経緯に記載のとおりでございます。

以上、議案第67号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君) これから質疑を行います。____ 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから議案第67号平成27年度 社総交(復興)請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第13号、日程第5．報告第14号を一括議題とします。

本案について報告を求めます。報告第13号については、企画財政課長八鍬政信君報告願います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、報告第13号平成27年度決算山元町健全化判断比率についてご報告いたします。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、議会に報告するものでございます。

それでは、資料に基づきまして順次ご説明申し上げます。まず、実質赤字比率でございます。実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものとなっております。今回は赤字決算ではなく黒字決算となっておりますことから横棒、バー表示となっております。具体的な数字といたしましては、マイナス34.42パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものとなっております。山元町の場合には水道事業会計と下水道事業会計の数字を合算することとなります。合算後におきましても黒字決算となりましたことから、同じくバー表示となっております。こちらにつきましても具体的な数字を申し上げますと、実質マイナス37.90パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率とは借入金、地方債でございますか、そちらの返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものとなっております。標準財政規模に対する元利償還金、いわゆる公債費の割合がどの程度かというものを示すものでございます。こちらにつきましても13.6パーセント、標準財政規模のおおよそ14パーセント弱をいわゆる借金の返済に使っているということになります。

最後に、将来負担比率でございます。将来負担比率とは地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化いたしまして、将来財政を圧迫する程度の可能性の度合いを示すものとなっております。将来的に山元町が負担する負債の額が標準財政規模に対してどの程度かというものを示すものでございます。こちらにつきましても、各基金等の手持ち資金が現在のところ潤沢にあるという状況にございますので、将来負担比率についてはバー表示となっております。具体的な数字といたしましては、マイナス118.3パーセントという数字となります。下の参考欄がございますが、こちらをご覧くださいいただければご理解いただけるかと思いますが、山元町におきましてはいずれの指標につきましても法で定める早期健全化基準、それから財政再生基準を下回っておりまして、健全な状況にあるというように考えてございます。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）報告第14号については、上下水道事業所長大橋邦夫君報告願います。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告第14号平成27年度決算山元町公営企業資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成27年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

1枚めくっていただき、次のページをお開き願います。水道事業会計、下水道事業会計におきまして、経営指標等を判断するために資金不足比率を算出いたしました。結果、いずれも資金不足が生じておりませんので、バー表示となっております。

補足説明いたします。水道事業会計、下水道事業会計、それぞれにおいて未払い金等の流動負債合計額に対し、現金預金等の流動資産合計額が上回っているため、資金不足が生じておりません。なお、平成26年度に地方公営企業法が改正され、算出方法についてはただし書きのとおりとなっております。

以上、報告とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これに対し、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川昭君登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から報告第13号、報告第14号について審査を行っておりますので、その意見書についてご報告申し上げます。

この健全化判断比率の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成28年8月2日に実施いたしました。去る8月18日に町長へ意見書を提出しておりますので、平成28年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別基準との比較でございますが、平成27年度の実質赤字比率、連結実施赤字比率とも実質収支が黒字であるため実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下回っており、良好な状態を示しておりました。実質公債費比率であります。前年度より1.1パーセント低くなって13.6パーセントとなっております。早期健全化基準の25パーセントを下回っており、良好な状態であります。続きまして、将来負担比率につきましてもマイナス118.3パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。特に指摘する事項はございませんが、その要因として東日本大震災に伴うものも多く認められますので、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率についての審査意見のご報告を申し上げます。この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、去る7月11日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成27年度山元町上下水道事業会計については資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと良好な状態にあると認められます。特に指摘する事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから報告第13号、第14号に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

報告第13号平成27年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第14号平成27年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6．認定第1号から、日程第11．認定第6号までの6件を一括議題といたします。

これから本案について説明を求めます。認定第1号から認定第4号までの4件については、会計管理者大和田紀子君。

会計管理者（大和田紀子君）はい、議長。それでは、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算認定につきましてご説明申し上げます。認定第1号から認定第4号の各種会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

まず、認定第1号平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度山元町一般会計歳入決算額427億2,248万1,609円、歳出決算額319億6,568万8,927円、歳入歳出差し引き額107億5,679万2,682円、繰越明許費繰り越し額と事故繰越繰り越し額として翌年度へ繰り越すべき財源92億8,621万9,938円、こちらを控除いたしますと実質収支額14億7,057万2,744円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により8億円を基金へ積み立て、残金の6億7,057万2,744円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容については記載のとおりでございます。一般会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから12ページまでとなっております。3ページから8ページにつきましては歳入、9ページから12ページにつきましては歳出となっております。詳細の中身につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第2号平成27年度山元町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額22億579万4,043円、歳出決算額20億8,237万1,966円、歳入歳出差し引き額1億2,342万2,077円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額も同額でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定により7,000万円を基金へ積み立て、残金5,342万2,077円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。国民健康保険事業特

別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから8ページでございます。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページから8ページにつきましては歳出となっております。詳細につきましては割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、認定第3号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入決算額1億4,247万466円、歳出決算額1億4,145万2,194円、歳入歳出差し引き額101万8,272円、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額でございます。うち、基金繰り入れ額はゼロで、101万8,272円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

2ページをお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては実質収支に関する調書でございます。内容については記載のとおりでございます。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳入となっております。詳細の内容につきましては歳出でございます。詳細の内容につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、認定第4号平成27年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。歳入決算額12億8,517万9,660円。歳出決算額12億6,214万7,144円、歳入歳出差し引き額2,303万2,516円、翌年度へ繰り越すべき財源がございますので、実質収支額も同額であります。このうち、地方自治法第233条の2の規定により1,800万円を基金へ積み立て、残金503万2,516円は平成28年度へ繰り越すことにいたしました。

2ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書となっております。内容につきましては、記載のとおりでございます。介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページの内容でございます。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出であります。詳細の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算についてご説明をさせていただきました。よろしくご審査をいただきご認定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）認定第5号、認定第6号については上下水道事業所長大橋邦夫君。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、認定第5号平成27年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度山元町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。収入につきましては区分の欄、第1款水道事業収益の決算額4億7,696万4,500円であります。支出につきましては第1款水道事業費の決算額4億791万4,270円あります。収益的収入から支出の差し引き額は6,905万230円のプラスでありました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。3、4ページをお開き願います。収入につきましては区分の欄、第1款資本的収入の決算額7,507万9,890円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額2億1,205万9,175円であります。欄外の補足事項で説明させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,697万9,285円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。5ページをお開き願います。平成27年度山元町水道事業損益計算書のご説明をいたします。中ごろにあります経常利益6,622万319円あります。当年度純利益6,540万9,532円あります。当年度純利益に前年度繰り越し利益剰余金2億2,853万7,983円を加えると当年度未処分利益剰余金2億9,394万7,515円となります。平成27年度山元町水道事業貸借対照表の説明は割愛させていただきます。

続きまして、認定第6号平成27年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度山元町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

1、2ページをお開き願います。初めに収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。収入につきましては、第1款下水道事業費の決算額12億2,463万4,518円あります。支出につきましては第1款下水道事業費の決算額15億2,220万9,605円あります。収益的収入から支出の差し引き額は2億9,757万5,087円のマイナスでありました。こちらについては、東日本大震災により被災した下水管渠を撤去したことに伴い、撤去した管渠に係る将来の減価償却費として費用化すべき7億3,700万円余りを資産減耗費として一括計上したためであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。3、4ページをお開きください。収入につきましては区分の欄、第1款資本的収入決算額3億5,751万1,939円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額6億3,758万5,285円あります。欄外の補足事項で説明させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億8,007万3,346円は運転資金として借り入れた企業債1,330万円及び過年度分損益勘定留保資金等2億6,677万3,346円で補填いたしました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。5ページをお開き願います。平成27年度山元町下水道事業損益計算書のご説明をいたします。こちらにも、中ごろにあります経常損失9,541万1,222円あります。当年度純損失2億9,906万4,025円あります。当年度純損失と前年度繰り越し欠損金を加えて未処分利益剰余金変動額を差し引いた当年度未処理の欠損金7億5,079万9,166円となります。こちらにつきましても、先ほどご説明いたしましたとおり資産減耗費に多大の額を計上したためでございます。平成27年度山元町下水道事業貸借対照表の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）認定第1号から認定第6号までの説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川昭君登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から決算審査意見についてご報告申し上げます。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業第30条第2項の規定により、町長から審査に付された平成27年度一般会計各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、去る8月18日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、平成28年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

第1、審査の対象。一般会計、特別会計及び事業会計。平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算、以下27年度は省略いたします。山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、山元町水道事業会計決算、山元町下水道事業会計決算。

2、平成27年度地方債基金積み立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。

第2、審査の期間。平成28年7月11日から平成28年7月19日まで。

第3、審査の方法。平成28年7月11日、決算審査に付された平成27年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算、及び事業会計の決算並びに地方債の状況について、次に掲げることを主眼とし関係責任者から説明を聴取して審査を実施いたしました。

（1）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は定められた様式で作成されているか。

（2）決算書の計数は正確か。

（3）予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。

（4）違法または不当な収支はなかったか。

（5）収入未済額、不能欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

（6）事務の合理化、経費の節減に努力していたか。

（7）財政分析は前年度と比較してどうか。また、工事等についてはその経過等を聴取し、まちづくり整備課、上下水道事業所の工事箇所を中心に現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。その概要及び意見は後述するとおりであります。それから一般会計、各特別会計、事業会計の順に概要を記載しておりますので、議員の皆様には後ほどご覧賜り、ご審査をいただければと思います。

私から決算審査を通じて感じた意見を最後のページにまとめてございますので、これをご報告したいと思います。総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数もこれらの諸帳簿と正確に符合しておりました。予算の執行についても有効かつ適正であると認められました。一般会計は歳入427億2,248万2,000円。前年度に比べ37.2パーセントの増。歳出319億6,568万9,000円。前年度に比べ27.3パーセントの増となっております。今年度も引き続き東日本大震災の復旧復興事業を最優先に取り組んできたことにより、決算規模は震災以前に比べ前年度同様に大幅に増加しており、今年度も剰余金増となっております。財政の各指数も健全エリアとなっておりますが、その要因としては東日本大震災に伴うものも認められますので、健全化の

ためなお一層の努力をしていただきたいと思います。今後とも復興の先を見据えた冷静で慎重な財政運営に引き続き努めていただくとともに、あらゆる経費のさらなる削減と事務の効率化も推し進めていただきたいと思います。

今年度も重大な事務事故が発覚いたしました。震災に伴う特殊な事務取り扱いが重なったことありますが、今町役場の事務処理につきましても町民の皆さんから厳しい目が向けられております。今後は職員一人一人が事務の基本をしっかりと理解することはもちろん、慎重で厳格な事務処理を行っていただきたいと思います。震災から5年半が過ぎようとしています。完全な復興にはもう少し時間がかかるものと思われませんが、復興の姿が大きく見えてまいりました。関係各位のたゆまぬご努力に心より敬意を表したいと思います。

人口減少や高齢化の進行が著しい本町にあって、今後事業の見直しや事業予算の見直しも必要になってくると思われます。今後とも町職員の皆さん、町議会の皆さん、町民の皆さんが一丸となって知恵を出し合ってください、よりよいまちづくりを目指していかれるよう合わせて強く望むものであります。以上でございます。

議長（阿部 均君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後00時00分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質疑を許します。高橋建夫君、登壇願います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。私は山元町平成27年度決算について、総括質疑を行います。町長説明趣旨、本議会の冒頭にありました町長説明要旨、これに関連してですが、決算額は歳入総額約427億2,000万円、歳出総額約309億7,000万円、歳入から歳出を差し引いた形式収支、これは107億5,000万円余の黒字決算となったという報告がございました。これは前年度と比較すると災害等廃棄物処理事業、あるいはイチゴ団地整備事業等の大規模事業が完了したことや、また、宮城病院地区の市街地整備工事、子育て拠点施設の新築復旧工事、山下第二小学校の災害復旧工事等の大型公共工事、これらが発注されて歳入では対昨年度比137.2パーセント、歳出では127.3パーセントである、こういう旨の話がございました。以下云々と続くわけなんですけど、大幅黒字ですから大変喜ばしいことではございます。しかし、中期財政シミュレーションとの整合性の視点から、通告どおり大綱1件、財政運営について。細目1つ目、中期シミュレーションにおける平成27年度推計と平成27年度決算の乖離について。2つ目、中期財政シミュレーション作成改善策について伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。高橋議員のご質問にお答えする前に、ご質問いただいた内容と

同様な趣旨の内容が遠藤議員からも頂戴しておりますので、数字の羅列的なご回答にもなりますので、そしてまたいろいろとご心配をおかけしている部分がございますので、お手元に中期見通しと27年度決算額の比較増減の資料を用意させていただきましたので、この資料をご参照いただきながらお聞き取りいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、財政運営についての1点目。中期財政シミュレーションにおける平成27年度推計と平成27年度決算の乖離についてですが、中期財政見通しにつきましては、昨年7月時点における経済情勢や地方税財政制度を前提としたうえで、平成27年6月議会定例時の予算額をベースに一定の仮定条件のもとで機械的に算出した概算額であり、当然ながら不確実性を伴うものであります。よって、その後の歳入の増や予算の組み替え、次年度への繰り越し、前年度決算に伴う歳計剰余金の積み立て、入札の請け差などさまざまな要因を加味し精査した収支決算額に比べ、差異が発生したものであります。具体的に、平成27年度推計と平成27年度決算額との主な増減内容について申し上げます。

基本的にそれぞれ歳入歳出の合計欄のところを中心にご覧いただければと思いますが、歳入については中期財政見通しでは財政調整基金の取り崩しも含めて約387億円と見込んでいたのに対し、昨年度決算額は約427億円となっており、約40億円の増となっております。主な要因については、国県支出金において平成28年度事業として予定していた（仮称）2つの地域交流センター建設事業や、避難路整備事業等の復興交付金が平成27年度中に前倒しで交付されたこと等から、約39億円の増となったことによるものであります。歳出については中期財政見通しでは約387億円と見込んでいたのに対し、昨年度決算額は約320億円となっており、約67億円の減となっております。主な要因については、投資的経費において新市街地整備を初めとした復興関連事業について、翌年度に繰り越したことなどによりまして約130億円の減、これは投資的経費の欄でございます。また、その他の経費のうち積立金において前年度繰り越し事業の実績精算に伴う基金積み戻し分及び平成28年度事業に係る復興交付金を基金に積み立てたことなどによりまして約84億円が増加となったことによるものであります。

財政調整基金の年度末残高については、中期財政見通しでは約64億円と見込んでいたのに対し昨年度決算額は約69億円となっており、約5億円の増となっております。また、財政調整基金のうち純一般財源に当たる真水相当分については、中期財政見通しでは約26億円で見込んでいたのに対し、昨年度決算額は約34億円となっており、約8億円の増となっております。その主な要因については、中期財政見通しは予算額をベースに歳入歳出決算額を積算、集計しておりましたが、昨年度決算には平成26年度決算における地方自治法の規定に基づく歳計剰余金のうち、前年度繰り越し事業の実績精算に伴う基金積み戻し分を除く7億円が財政調整基金に積み立てられたことによるものであります。

次に、中期財政シミュレーションの改善策についてですが、中期財政見通しは復興創生とさらなる発展に向けて今後の財政運営の見通しを立てるため、山元町震災復興計画の計画期間が後期行動計画へと移る昨年度を機会と捉え、平成27年度から30年度までの4年間の計画を作成したものであります。作成に当たっては、後期行動計画との整

合性並びに財政調整基金の内枠の把握に特に留意し、後期行動計画に計上された全事業を計画どおり実施すると仮定した上で、今後発生が見込まれる500万円以上の大型事業についても機械的に可能な限り加えて推計しております。また、財源については現行制度が継続されることを前提としつつも、消費税増税や法人税等の引き下げ等の法改正等を考慮するとともに、復興財源等の返還見込み額等についても国においても返還方法が未確定であることなどを踏まえ、最大値を見込むことによってリスクを最大で見た場合の財政調整基金残高を推計したものであります。

よって、当然のことながら中期財政見通しは確定されたものではなく、本見通しで示された概算の試算結果を参考にしながら年次計画の見直しや適切な財源対策などを講じることで将来を見据えた計画的な予算編成、執行につなげてまいりたいとかがえております。町といたしましては、復興財源等の影響により真の財政状況が見えなくなっていた状況の中、中期財政見通しを作成したことで、一定程度明らかにすることができたものと考えており、今後とも中長期的な視点で財政運営を行うための一つのツール、方法として今年度決算との乖離要因を踏まえ、時点修正を加えながら活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今回答にありましたように、27年度の推計と決算の乖離、これについては従来からいただいている中期見通し、この中で今回の会議に当たってさまざまな資料、この中から数字を拾って当て込んで大体は見比べていたつもりなんです、その中できょう具体的に科目別の比較表が出てまいりましたので、その乖離の主な内容、それからその金額等についてはちょっといろいろな質問しようかと思ったんですが、おおよそ大体理解しているので今回はそれは省きたいと思います。

そこで、ここに中期シミュレーションという言葉を使っておりますけれども、関連といたしましてこの中期見通しが昨年11月に作成され、そしてたしか11月に作成されて公表されたのが年明けですか。そんな感じで捉えているんですが、公表されるや否や、山元町は平成30年度約17億円マイナスが推定されるということで、マスコミや町民、その他各方面で言葉は悪いですけどもひとり歩きをし、時として元総務大臣の増田レポートの地方消滅論、これが引用されてそれが少しでも早くなるのではとか、あるいはときには第二の夕張市になるのではないかという心配がされ、今でも場所によってはそちらこちらで続いております。町長はそのことに対し、率直にどう思われているか。簡潔に一言伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。さきに町民の方々にもお示ししたこの財政シミュレーションにつきましては、財政を運営する立場で財政規律を非常に重んじた形の内容になったがゆえに、今ご指摘いただいたように大変皆様にご心配をおかけした部分もあるかと思えます。議会での説明、あるいは広報を通じての説明では一定の仮定条件のもとに機械的に算出したあくまで概算だと、試算だということをお断りしながらも、どうしても大きなマイナスの数字だけがひとり歩きしてきた嫌いがございますので、そこは十分に受けとめさせていただいて、今後対応すべきだと考えてございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。3月の予算総括質疑のときも同趣旨の話をしたわけですけども、そのときの回答の中に昨年7月の経済状況を鑑みたり、ある程度一定の条件で機械的に試算していると。今お話があったことなんです、それと単年度事業の熟度、あるいは各種交付金の動向、あるいは財政基金の動き、あるいは国の各種制度改正、これら

によって誤差が生ずるけれども、中期的に見た場合に根底からこの計画は崩れるという
か覆ることがないと言われたわけですがけれども、その考え方に変わりはないか伺いた
します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この中期財政見通しにつきましてはですね、先ほどもお答えい
たしましたとおり、一定の仮定条件のもとで機械的に算出した試算による概算額でござ
います。その結果は確定されたものではない。示された概算の試算結果を参考にしつつ
も年次計画の見直し、あるいは適切な財源対策を講じることで中長期的な視点で財政運
営を行うことを主眼としているということでございます。しかしながら、議員から再三
お尋ねの部分もございまして、ありますけれどもシミュレーション、試算とはいえその
結果については議員の方々を初め町民の方々からも町の将来を不安視する意見が多数
寄せられておりますことから、現在作業を進めている中期財政見通しの見直しにおい
ては事業費、あるいは社会情勢等の時点修正だけではなくてですね、先ほど冒頭ご指摘
いただいたように、今年度決算との乖離要因ですね。これを踏まえまして全体的に見直
しを図りたい。そういう中で議会なり町民の皆様にも過度の不安を与えないように配慮し、
計画の趣旨をご理解いただけるようにさらに努めてまいりたいと、そんなふうにご
ざいます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。大変くだいようなんですが、この中期見通しは今公表されて
いるのは平成30年までなんですけれども、その事業の進捗その他によってどうしてもタ
イムラグが出てくると。そういうことは当然理解できます。その延長でいけば、復興計
画がおおよそ終了する平成32年度あたりまではそのような傾向が続いていって、32
年度あたりでその乖離が段々と埋まってくる。そういう解釈で結構ですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご承知のように毎年度の歳入と歳出、実態面で申し上げますと、
例えば100の年間予算があるとすれば、業務委託なり工事の請負等々で入札という部
分がございますので、先ほどの決算認定の説明の中でも資料に出ておりましたけれど、
平均的には工事発注等については90パーセントぐらいの入札率で執行されてござ
いますので、基本的にはそういう部分を中心に、あるいは想定外の歳入の増というふうな
こともございましてですね、基調としては毎年度幾らかの黒字決算に落ち着いていると
いうのが一般的な流れでございますので、議員ご指摘の今後の一定の期間におきま
してもそういう傾向に基本的には何ら変わりはないというふうなことでございま
す。ですから、相当突発的な大きな出費が伴う案件でも出ない限りは、今の財政運営、特に一定の
財調も積まれておりますので、安定した財政運営が私は十分可能だとそう考えており
ます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。中期シミュレーションの作成に当たっての改善策ということで、
先ほどですね、つまんでお話しさせていただくと、何回も出ていますけれども各事業、
あるいは財政基金の内容、これらをしっかり把握して、財源についても制度や、ある
いは税関係、これらの動向を注視しながら最大限の見込む中でリスクを最大限見込んで
いく。後で取り返しのつかないようなことがないようにしたいとそういう趣旨で、その
中で年次計画の見直しとか、それから適切な財源計画対策を講じて将来を見据えた計画、
予算運営、執行に当たっていくというようなことが話されておりますけれども、中期見
通しを作成するときの事業の積み重ねや、それから査定、精査の仕方に何かもっと改善
策を模索していることが今現時点でございますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、後期行動計画の各年度の事業の執行計画、これらについては何ら調整をすることなく単純に積み上げて各年度に割り振った形になってございますので、その辺はもう少し事業執行の熟度を高める中でももう少し適正な年度配分、年度計画というものを立てていく必要があるのではないかという、そんな考えを持っております。それから歳入面につきましても、特に決算剰余金の取り扱い、これも今復興交付金という平常時にはなかった特殊な財政支援を頂戴して執行しているということで、そういう各種事業の精算をしながら執行ということで、その辺の見方を安全側に配慮してリスクを最大限に見ながらやっているということもございますので、その辺、段々復興計画が進んでいく中で少しずつ精査の度合いを高められるのではないかという期待を持っておりますのでですね、歳入歳出両面で少しでも精査できるような、精査の度合いを高められるようなそういうシミュレーション、見通しをローリングしていければなと考えます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。計画時点からもっと配慮していくという話でした。私はこの乖離そのものが相当に問題あるとかという視点で物事を見ているわけではないんです。というのは、企業とか家庭と違って行政の場合、限られた町の税金、それから大半が国県各種交付金で賄われている財務状況になっているわけですね、ですから、いろいろな制度を事業の進捗によって乖離が出てくるのは、むしろ当たり前なんだろうとは思っております。ただし、私一番ここで言いたいのは、この回答書によろやく出てきたんですけども、復興財源等の影響により真の財政状況が見えなくなっていた状況の中で、震災復興計画の計画期間が後期行動計画へと移る平成27年度、これを機会に捉えて中期見通しを掲げることで一定程度明らかにすることができたところで回答しています。私はここが核心ではないのかと思っております。先ほど来、町長も何回か出てきているんですが、中期財政見通しは確定されたものではなく、中期的な視点で財務運営を行う一つのツールとここで初めてこの言葉が出てきたんですよ。この辺のコメントを簡潔に町民に伝わるように、先ほども意思発表しておりますけれども、今年度決算とのこの推定の乖離の土台を踏まえて中期財政見通しを本会議の終了後、いつになったらできるだけ早く公表するべきではないのかと思うんですが、その辺はいかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。中期財政見通しの見直し、そのローリングのお示しの時期ということでございますが、昨年たしか11月ごろにお示しをしたと思います。多忙な中で企画財政課の面々、初めての取り組みということでございましたけれども、ことしは2回目ということもございまして、先ほど来からのご指摘もございまして、大変ご心配をおかけしている部分でもございますのでですね、できるだけ早い時期にローリングした結果を、修正した結果をお示しできるように努めてまいりたいと思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。町民の方々の最大の関心事というのは、復興の進展度合いというのは何としても一番だろうと思っておりますけれども、復興後の財政力が震災前の本来の財務体質と比較した場合にどのように好転することを望むわけですが、好転して本当に創生に向かうような財政力になっているのかどうか、これが一番皆様が心配していることだろうと私は思うわけです。したがって、中期財政と単年度財政がどのようにリンクするのかということ町民の皆様みずから真摯に見ていただくためにも、そのデータは予算の質疑のときにも1年に1度見直ししていくという回答をいただいております。したがって、その回答のことを盾にとるわけではないんですが1年という節目、そ

れから1年という土壌ができたわけですから、先ほど言った町民に誤解のないような一つのツールだということをつ議した形でしっかりしたものをやはり11月ごろに出すべきではないのかと思うのですが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。昨年11月という公表した時期をですね、少しでも早められるように努力をしてまいりたいと思います。そういう中で、少しでもこれまでの不安を払拭できるように努めてまいりたいなと思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。冒頭、総括質疑の冒頭に本来ですともっと数字的なことをいろいろお聞きしたかったんですが、一番の肝心なその部分、要するに事業計画の管理、財源の問題等を含めてしっかり今後計画の段階から見直しまで含めてやっていただきたいということと、町民に誤解のないように、しかも一歩前に出てこういうありがたいツールがあるんだ、それと比較して予算決算はどうなっているのだということ町民の目線で皆さんが積極的に見られるようなそういう財務の見方の環境をつくっていくというのが私がきょう一番言いたい改善策だと思っています。そういう意味で、端的な総括になってしまいましたけれども、これをもって私の総括質疑を終わりとさせていただきます。

議長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております各種会計決算の中から、一般会計について総括質疑を行い町長の所見を伺うものであります。

1件目は決算認定制度についてであります。決算の果たす役割、制度をどのように理解認識し、そしてその後に生かそうとしているかという点についてお伺いをいたします。

2件目は一般会計の中から財政についてお伺いいたします。財政については今の質問、答弁等々によって受けているわけではありますが、私からも改めてお伺いいたします。

平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算書と山元町中期財政見通し、そしてそのかわりについてどう評価されているのかについてお伺いいたします。

3件目は商業者誘致の取り組みについてであります。商業者の取り組みについて、27年度の取り組みはどうであったのか、どう評価されているのかについてお伺いをいたします。

以上、3件の総括質疑といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、決算認定制度についてですが、決算は町の1年間の歳入歳出予算に基づく収支の結果であり、予算を執行した結果、どのような成果を上げたを示す成果報告書でもあり、監査委員の意見を添えて議会の認定に付すことと規定されております。決算審査では町の予算執行は法律に適合しているか、計数は正確か、違法または不当な収支はないかなどを審査するだけでなく、地方自治法に規定する住民の福祉増進のために最小の経費で最大の効果を上げたか、組織及び運営の合理化に努めたかなどを議会にお認めいただく制度であると理解認識しているところであります。また、過去の財政状況と比較して問題点をご指摘いただき、今後の予算編成や行財政運営の改善に役立てる重要な意義のあるものであり、議会及び監査委員から町に対しご指摘いただきました決算への

意見については真摯に受け止め、改善や反省、総括し、後年度の予算編成や行政執行に生かすべく努力してまいります。

次に大綱第2、一般会計財政についてですが、高橋建夫議員の回答と同様であります。

次に大綱第3、商業者誘致の取り組みについてですが、まず山下大規模商業区画については、平成26年12月に株式会社キクチ及び株式会社薬王堂を優先交渉権者として決定して以降、事業調整も順調に進捗しており、本年10月下旬のオープンを目指し店舗の建設工事が着々と進められております。開店の暁には、町内で気軽に買い物を楽しめる環境が身近になるとともに、商業全体の底上げが図られるものと期待するところであります。

次に、坂元大規模商業区画については、平成26年10月に公募を行い1事業者を優先交渉権者として選定し、早期の誘致に向けて取り組んできたところでありましたが、諸般の事情により残念ながら辞退されたという経緯があります。引き続き幅広いPRや情報収集など積極的な誘致活動を継続しておりますが、一方では交流拠点施設、道の駅の建設候補地の一つにもなっておりますことから、適地選定等の事業調整を図りながら慎重に進める必要があるとも考えております。いずれにしましても、坂元地区にお住いの皆様方の利便性を確保することが急がれることから、引き続き商業施設の誘致に向け全力で取り組んでまいります。

次に、山下小規模商業区画については平成25年12月に被災した商業者を対象にアンケート調査を実施し、当該区画への出店希望について確認したところであります。この結果、当初は12事業者が出店を希望しておりましたが、既存店舗での再建等を理由に9事業者が辞退し、タクシー会社、理容店、ラーメン店の3店舗と新たに希望のあったコインランドリーの計4店舗の出店が決まっております。残る2区画に関しては、町が掲げるコンパクトシティの理念のもと、住民の方々の利便性や町並み形成を配慮しつつ、必ずしも公募にとらわれることなく将来を見据えながら店舗を誘致してまいります。また、昨年度実施した住民との意見交換会において、住民が集う場所の不足が指摘され、特に喫茶店や居酒屋といった飲食を提供する店舗を求める意見が多いことから、これらの意向を踏まえつつ空き区画の解消に向けて鋭意努力してまいります。

次に、坂元小規模商業区画に関しては平成26年11月に株式会社ローソンを優先交渉権者として選定し、ことし2月18日にはローソン坂元駅前店としてオープンしたところであります。また、現在10月の完成を目指しテナント等の建設工事が行われており、完成の折には郵便局や学習塾など3事業者が入居し、11月から営業を開始すると伺っております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。2件目の財政にちょっとまだ記憶に新しいところからということで、2件目の財政について若干質問させていただきます。

財政については先ほどのやりとりの中から一定の理解を得ることができたということではありますが、そもそもといいますかその辺での確認をしたいと思います。開口一番といいますか回答一番といいますか、一定の仮定条件のもとで機械的に算出した概算額であり、当然ながら不確実性を伴うものであるということが強調されているわけですが、そもそもこの中期財政のシミュレーション、財政見通しを立てる目的というのはどういったところからそういったものが発案されたといいますか考えられたのかを確認したいところです。今当然ながらということでの回答があったということも含め、その辺も

不確実なのは当たり前のことなんだということを強調しているなら、一方でこういう大々的なシミュレーションをつくった。その辺の目的は何だったのという疑問なんですが、その辺についてお伺いをいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。中期財政見通しを策定すべきという部分につきましては、震災復興計画の前期計画から後期行動計画に移るという前後に、議会におきましても今後の財政見通しというものを一定程度つくるべきだと、お示しするべきだという問題提起もございまして、ごもっともなお話だというふうなことで初めての取り組みになったわけでございますけれども、そういう経緯経過の中で取り組んでまいったというところがございまして。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今提起提案するに至った経緯、背景について述べられたかと思いますが、であるならばもっと精度の高いものにするべきでなかったのか。といいますのも、もう4年目ですよ、作成したのは。そしてその4年目で大体ほぼ事業の方向性というのは見えてきている。当然金の使われ方も見えてきているという中での作成、もし見えていなかったらそこでつくる必要があったのかどうかという疑問もわいてくるわけです。そして、というのは先ほど来出てきましたが、そういったことによって多くの皆さんがほとんどの皆さんがびっくり仰天、かなりの不安を抱いた、そのことによって。そして、町長は記憶自分のことというか町長自身のことなんですが、町長はその間説明の中でも、もろもろの説明の中でもあるいはこの議会の中でも17億円財源不足、可能性ありというようなこともおっしゃっていました。その辺は確認する、会議録等々で。その当時は、多分当然町長みずからつくったわけですから、そしてそういう可能性も秘めながらということで、秘めながらといいますか出てきた結果そういう数値を出したわけですから、当然そういう問いかけに対しては当然そういった回答というのはあって逆にしかるべきということも含めて、当時今もですけれども不安を多く持っている方々がいる。その当時は、そうやってこれはかなり精度の高いものと見られるわけですが、決算、今年度27年度の決算を通して今お答えになりましたように不確実性を今ここにきて不確実性を伴うものであるということ逆を強調されると、なぜつくったのというその目的がちょっと見えてこなくなります。

私はもしいろいろ背景があつてつくらざるを得ないような状況があつてつくった。つくるとしたらもっと正確な精度の高いものでつくってほしかったなと思うわけですが、その辺の受けとめ方はどうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに公表するという前提にすればですね、より精度の高いものを出すべきだという話は、これはごもっともなお話でもございます。ただ、山元町としては初めての取り組みということもございまして、議員もご承知だと思いますけれども、宮城県は以前からこういう取り組みをしておりますけれども、相当の規模の自治体でない山元町クラスの自治体の中で、しかも大変な業務を抱えているさなかにこういう新たな取り組みにチャレンジするというのはなかなか厳しい状況もございましたし、先ほど来高橋議員にもお答えした中身にもございまして、なかなか不確定要素、特に歳入面での不確定要素もあつたりとか、あるいは台帳を取り込む時期の考え方とか、もろもろのことがございまして、結果として決算と財政見通しに大きな乖離を生ずることとなったということでございまして、この辺は先ほども高橋議員にもお答えさせてもらったように、この辺は真摯に受けとめながらより精度の高いものをお示しをさ

せていただく中で、不安なり混乱のないような財政見通しというものを立てていきたいなど考えるところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。考え方、背景、いろいろある中でのこうした動きだったでしょうけれども、一旦出した以上は不安を払拭する責任はあろうかと思えます。その中で、一番大きな不安は17億円というのは皆さんの町民の頭にはしっかりと残されているんです。その辺の解消、先ほど11月ごろという話もありましたが、そんなこと言ってもらえない。何も今回も決算、その11月までの中間報告的な報告があっても私はその辺は中間報告ですからまさに精度というところでは保証できない数字になろうかと思えますが、方向性だけは出せるのではないかと。実際に27年度の決算も出てきている。出てきたことによってこうしたもろもろの結論が出てきている数字もある、具体的にね。

あと、残されたのはそんなになんかと思うんです。それは本当に考えられる数字、当初と違いますから。その辺はぜひ進める、そういった取り組みを進めるべきだと思います。それはとりあえずその17億円の減とした最大の要因は何なんですかということを確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からの説明の繰り返しになるかと思えますけれども、歳入を非常にシビアにといいますか少な目に慎重に見積もっているということ、そしてまた歳出、出費のほうを何ら調整をしないで各課で各年度ごとにやりたいという希望的なものを全てやるとすればと、そういう歳入と歳出の見方、捉え方をしているというふうなことでございます。議員ご指摘のとおり、去年は初めての取り組みということで、その前提条件になるものの確認、精査をした上での作業ということでもございましたけれども、1年が経過をして、次のステップに向けては一定の総括ができる、そういうタイミングでの見直しでございますので、できるだけ早目の財政見通しの修正の内容を明らかにできるように努力させていただきたいと思えます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁にも見られますように、最初の答弁にも見られますように、その精度といいますか最初からだからその目的、まだ示されていないんですけれども、誰が考えても最小の収入で最大の支出したら当然開きが出てくるのも全くどこからどう見ても当たり前なので、そのどちらも歳入は歳出、それも逆に言うと歳入最初に見込んでいることによることから出てくるのはよっくどやったっけこのぐれ増えた。歳出が最大限に認めて見積もっているわけだからそれがこれはつくらなくてもいいんだ、これは今不要不急のものだとか、これはと削っていけば当然下がる。そもそもそういうつくり方なんで、そういうつくり方でつくったことによって17億円というのがぼんと出てね、そしてそれで町民の不安をあおってしまった。つくった当初からそこにはそういう制度で。その辺の説明というのは余り少なかったから、その当時ね。そのこと、そこは今でもずっと引きずっているというか町民ではね。そこは一日も早く解消しなければならぬ。俺は今専門家に聞くけれども、17億円今現時点で17億円というのはどのぐらい変わったの。ざっといいから。ざっとでだよ。だってそもそもが最小で最大でかなりアバウトな形でやっているわけだから、それはあの当時、今決算も見て通してそして守るものの状況情勢変わっている。今現時点でこの17億円というのはどのぐらいの数字になっているか、ちょっと。これは専門家でもいいですから。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。当初の中期財政見通しのほうでマイナス17億円になるというお話を、資料をご提示させていただいたところで、今回の平成27年度の決算を

受けて、それがどのようになるかということでございますが、今現在、先ほど町長からも申しあげましたけれども、今ローリング作業中というところもあって正確にそれが、例えばマイナス17億円がマイナス10億円になりましたとか、プラスになりましたというのは、ちょっと今現在お答えできる状況にはないです。ただ、今回歳計剰余金7億円含めましたりですとか、若干当初見通していたよりも決算の状況はよかったということもありますので、グラフにするとかなり傾きが急降下して悪くなっていくような財政シミュレーションであったんですが、それが多少はよくなるというか具体的な数字は申しあげられませんが、そういう状況になるかとは推測されるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。決算のときはそいなくしてあれをあおって、予算編成の方針のときには財政的には安定的、ただ将来的にはちょっと心配ありますよということだけでも、ちょっとした心配なんですよ、それは、示しているのは。決算というかその時々でこの財政見通しというのがどうも表現が一定していない。今現在のところを見ればどこからどう見ても安定しているんです、数字だけ見ればですよ。素人が見てもわかるようなですよ。その中で何で30年で17億円というのがどうも理解できない。普通の子供まで行くとあれだけでも、そういうのを出してきたという所で大体ほぼ方向性も見える。だから、さっきの11月でなくて中間、そして今も出せないといったけれども、出さなければなりません。そして、このことについては総務民生常任委員会でも取り上げて、かなり前からね、去年あたりから出てきた直後からこういうのを審査しているわけです、調査しているわけですが、そのときは答えはいつも同じ、11月。どういう姿勢でちょっとこういうふうに不安に陥れているわけですから、町民はみんな不安がっているわけですから、その辺の取り組みはもう少し強調したほうがいい。強調というか考えたほうがいいと思います。

それから30億円の怪異というか38億円のね、それもいまだ多分解決、まあここでも説明されていますけれども、ようですよけれども、何だか使い勝手のいい30億円なのか目的も示さないこれまでの説明ではですよ。いまだその使い方をいまだそれがわからないというのもおかしな話で、これは国に確認すればいい話であって、そして我々だけの問題なのか。山元町だけの問題なのか。全被災もらったところの全ての問題だったかどうかだっておっかねくて使わない。それを放置しているというのもこれは問題だ。その辺も明らかになってしかるべき。そういうのも明確になればその真水、ここでもきょうも説明の中にあつた真水部分38億円どうのこうのと今でもそういうことを言っている。これは17億円プラスこの38億円の怪異といいますか、それも解き明かさなければなりません。前々から言っている話、これは。言っているというか疑問として上げている。これは町民を安心させるためにはその辺の解明も一日も早くしなければなりません。という取り組み、そういう背景もあるということから、この件については本当に一日も早く町民に安心を与えるような取り組みを進めるべきだと今の疑問の解明も含めて如何でしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に、できるだけ速やかにという部分についてはできるだけ指摘に答えられるような取り組みをしまりたいと思います。あえてお話し申し上げさせていただければ、財政を預かる立場、自治体にあつては財政部門、国にあつては財務省、マスコミ報道等でもご案内のとおり、国の経済対策などで一定の国債を発行

して経済をいい方向に持っていきたいというときに、どうしても財布持ちをされている財務省は財政規律という大義名分を前面に掲げまして、これ以上の借金なりあるいは借金をふやすのではなく減らすという方向での財政運営をすべきだという、こういう基本的な考え方は自治体の財政担当部門でも同じでございます、限られた財政をうまく切り盛りをしなくちゃならないという責任感旺盛でございますので、そういう部分がややもするとこういう見通しの作業においてもそういう考え方が前面に出がちな部分がございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたように、通常が多忙な業務に加えましてですね、こういう新たな取り組みもしているわけでございます。決算が終われば決算統計とかいろいろまた通常業務があるわけでございますけれども、議員ご指摘の部分、早く不安を払拭する上でも少しでも早い形での見直しの結果をお示しできるように頑張りたいというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁でも何かちょっと見えてこない部分があるんですが、姿勢は垣間見えました。ぜひこれは積極的に取り組んで、町民を少しでも安心させていただきたいとこのように思います。

次に、1 件目の決算認定制度について。その結果、それをその後どう生かそうか、あるいは年度中のもろもろの取り組み、どう反省し総括しということについてであります。何点かその辺ちょっと確認したいと思います。どのように生かそうとしているのかという方向ですね。

1 つは、きのうも、きのうおとといも取り上げられました山二小の跡地利用についてなんですが、これは27年度当初で42万3,000円措置し、そして43万3,000円ですか、42万円ほど使われていたというような決算が出てきているわけですが、その辺の成果、どのように評価しているのかお伺いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。旧山二小のグラウンドとしての土地利用の件、いろいろ経緯経過があったことはご説明申し上げたわけですが、基本的に一つは当初の利用目的なり利用期間、これに対する認識の問題があったのかと思います。いずれ、町として一定の土地利用を考えている部分で、暫定的に一定の期間という部分、そしてまた自分たちの練習ということでスタートをしたはずでございます。町の予算に加えて自分たちの労力奉仕も含めて手を加えられて、非常に愛着のあるグラウンドとしてお使いいただいている中で、単なる練習ではなく練習試合とかそういう利用目的が少しずつ拡大してきた傾向もあるのではないかと私は受けとめております。そういう部分と、それが一つと、あとは内部での土地利用に対する横の情報共有、そしてまたその情報共有をタイムリーな形で利用される競技団体の皆様との速やかな調整という部分にもう少し意を用いるべき点があったのかなど。そんな大きな2点を感じるところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の経緯につきましては、先日もある程度整理されているわけですが、決算認定ということになれば年間の取り組みはそういうことだったという。そしてその中で実は28年度、わかったのはですね、ということなんですが、振り返ってみればその27年度中の動き、取り組みがどうであったか。それを2日目確認できたのは既に27年8月には東部事業という中で、あそこは農地にしますよというようなことが決まっていたというような話がわかった。その前にあの土地というのは昔から経緯のある土地で、昔から山二小の跡地とそれでそのグラウンドも体育館も使われてきた。

要はあそこは地域開放ということ、その時々であの地域住民からの要求要望があつてあそこだけは残してくれというようなことがいろいろな運動の中で残ってきた歴史ある土地なんですよ。その辺は、例えば一時期雇用住宅ですか、その対象になったときもありました。それも住民の皆さんの運動の中でそのときの町長はそういう話があつたんですが、それはなくなつたというような、その後ももろもろ野球で使つたりサッカーで使つたり、本当に地域に愛されてきたあの4月になると花見、近所のお母さんたちがお母さんだけに限らずあそこで花見を楽しんでいるというそういういろいろ歴史のある地域だったんです。ですから、そしてその後被災後もそういう経緯の中で経過の中でそういうつながりといいますか地域の人たちはあそこを大切に自分たちで金も出し体も出して整備してずっと使つてきたという動きがある中で、そして東部事業は東部事業でそれは当然大事な事業ですから、それは当然進めて、でもいいか悪いかは別にしてね、であるならば、その時点で利用者団体の話、東部事業でこうしますよという前に27年度の事業としてそれはあつてしかるべきではなかつたのか、これは反省点というか総括。そうすれば、利用者団体も慌てることもない。1年以上たつんですから、その間にいろいろ次の代替地なり、あるいは今後使えるようなところを、そしてスムーズにこの連絡するといいますかつなげるといいますかね。ということができたはずなんです。その辺の取り組みについては、これは非常にこれはたかだか43万円の世界なんです、これは町の事業としては非常に重要な大きな問題である。その辺をしっかりと総括して次に生かすということを見識、確認しないとこれはこの認定というのは生かされないというふうに思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども1回目の質問でちょっと触れさせていただいた部分があるんですが、議員ご指摘のとおりでございます、やはり少しでも有効な予算の執行、事業の執行ということが大事でございますので、そういうことを十分認識して、これは今第二小のグラウンドの利用というのは一つの例示だと思いますので、そういうことを肝に銘じながら町政全般にわたつてのきょうの行政運営、あるいは予算の執行というものに意を用いていかなくちやないなと考えるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については何回もということあるんですが、そういった自主的に苦労してといういろいろ努力してやっている団体のようにありますし、それからこういった話も耳にしているかと思いますが、実際にこの山元町を利用してもろもろの大会が予定されているとか、そういったことを考えますと交流人口というのがやはり言葉のようになります、その辺の会でも2,000人、3,000人というのは確保を確実にされているとかという背景もございまして、そういうことも含めまして、ぜひというか迷惑をかけたということは事実でありますから、今後かけようとしているからね、この辺の人たちの要望なども十分受けながらお互いいい形で前に進んでいけたらと思つていますが、その辺を要望しておきます。求めておきます。

次に、ちょっと細かい話になるんですが、27年度の保育所費臨時保育士賃金が2,222万9,000円から出発して、最終的に中に補正があつて最終的に不用額が821万2,000円出しているという結果になっているわけですが、この辺の流れについて確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの保育所費の臨時職員に係る不用額の要因ということについてお答えさせていただきます。

今年度、特に保育所不足ということですのでずっと1年間を通して臨時職員の募集をかけているような状況でございまして、それは昨年度からも同じような状況でございまして、こちらで予定していた臨時職員の確保ができなかった分と推測しております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今言ったように27年度の決算についての質問ですから、27年度の動きの中では2,200万円を出発して、途中補正があったんです。103万円の内ね。増額ですよ。そして減額2,300万円、それが補正をしておきながら800万円もの余の不用額を出している。27年間のその取り組みはどういうことだったの。27年度でいいんだ、とりあえず。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。先ほどお答えしたとおりですね、保育士の確保に向け応募はかけていたんですが、それに伴う募集もなく採用ができないでいたというのが現状かと思われまます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。課長は去年からだっけか。27年度は違うかったの。（「去年の4月から」の声あり）そういう答え聞くともっと突っ込みたくなるからちょっと。というのは、そもそも2,200万円の根拠は何か。130万円の根拠は何かということになってしまうのね。答えられればいいんですけども、2,200万円というのは何人分、何日の何人分とか年間130万円というのはそれで足りないから途中で1人分、あるいは2人分、7,200円だから3人分ぐらいになるのか。よくわからないけれども。何でその補正でそこで増やさなくてならなかったのかというのが当然あって補正にしているわけですから、というところの流れ、動き、取り組みを。

議長（阿部 均君）ちょうど時間でございますので、この際暫時休憩といたします。再開は2時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。先ほどのご質問にお答えいたします。

先ほどの保育所費の賃金の予算に対して補正をして、最後執行残として800万円残ったという形の話の答えになりますが、賃金で当初予算で2,200万円ほど臨時職員分として計上してございます。先ほどお話のあった補正という100万円でもよろしかったでしょうか。これは繰り越しです、繰り越しなんです。26年度に地方創生分の予算として26年にもらった予算を27年に繰り越した100万円がある。この件に関しては、あったか御飯事業を始めるに当たり調理員の予算として今回これに繰り越した100万ということで、補正ではないということをやまず。最後残った800万円については、確保しようとしていた臨時職員ができないでいた執行残ということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いずれにしても800万円を不用額として残している。臨時保育士さん必要だったというのに確保できない。先ほどの答弁の中で確保できなかったというお話もあるわけですが、そういう背景の中で待機児童、これはこの間まだ前にも質問の中で出ていましたが、がの問題が生まれている。27年度待機児童何名いたか、い

なかったということかも知れませんが。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。27年度に関しての待機児童はいなかったということになっています。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それでは、今度厚労省でもようやく公表し始めた隠れ児童というのはいなかったのかどうか、27年度。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問で、今手元に詳しい資料は、具体的な数字は持っていないんですが、いわゆる隠れ待機と言われていたお子さんはいたと思っております、記憶してございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その隠れ待機児の規定というかどのようなことを言うのか、隠れ児童。どのように規定されているのかというんですかね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問、隠れ待機児童というのは一般的にどのようなことを言うのかということについてお答えさせていただきます。

隠れ待機、待機児童、隠れ待機と言われている児童に関しましては、保育所に入所したいと申し込まれたご家庭のうち、一般的にはお父さんが働いていてお母さんも働いていてという場合は保育所で預かることになるんですが、その場合、隠れ待機となります。例えば片方、お父さんが仕事をしていてお母さんが産休で休みをとってしまっていて、その状態でまず保育所に入所させたい、産まれた赤ちゃんを入所させたいと申し込まれます。そのときに、今ゼロ歳児がいっぱいですのでできれば産休後、育休を取得していただいて保育所に預けるのをちょっと待っていただけないでしょうかというご相談をする場合がございます、役場のほうから。それで、お母さんのほうが育休を1年なり延ばすことができ、家庭保育を1年間しますと、保育所に入るのは来年以降にしますというお話し合いがついたことに関しては待機というカウントはしてございません。同じく、今みたいに産休を延ばせた場合、または民間の保育所とかに入れた場合も同じです。そういうふうにごくどこかで保育ができる状態になったお子さんがいるご家庭に関しては、待機児童のカウントとはしていないという状況でございます。

一般に、待機児童と言われている方に関しましては、一般的には求職中であるご家庭に関しては待機児童というカウントというふうには、統計上そういう使い分けをしております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それはおかしいということで、この何年間か世の中の動きがあって、それが爆発したのが一時社会問題となりました保育所に入れな保育園落ちたというブ洛克が爆発的にあれて大きな社会問題になったということから、国もそういう動きをとらざるを得なくなったというようなことになっているようですが、厚労省でも隠れ児童、待機児童というはずとつかんでいて、ただ公表しなかったというだけなんです。ですから、当然各自治体にもその隠れ児童の数のカウントも多分求めていたかと思う。ただ、公表をしなかったというだけのことで、現在全国的に人数が示されているのは最近の数字で、全国的に2万3,553人というのが明確な待機児童、隠れ児童というのはこれは少なくとも6万7,354人という数字を厚労省は持っているんです。ですから、その6万なにかの数の中にこの山元町の隠れ児童の数値もカウントされているということになるわけです。もしそのカウントされていなければこちらが出した中で報告しなければさらにプラスということになるわけですが、そして最近河北でも示されました。12名、これが隠れ児童とか何とかではなく待機児童という形でたしか

河北では乗せられた。こんなにいるんだという私もびっくりしたんですが、というのは皆さんに確認するといつもいないです。去年はずっといないですという全くこれ今考えると何なんだという、このまま23年度の取り組み、どういうふうにその辺を評価して検証して検討させて次に生かすかという話になるんですが、その辺がそれで現実に困っている人がいる。先ほど隠れ児童、待機児童の規定、その育休延ばせる人いいですよ。都市部で立派な普通の企業、そういう制度が確立しているところに勤めている方はいいかもしれない。田舎の中でそこまでの厚生何環境というか整った会社がどれほどあるのか。一旦また延ばしてくださいと言っていいよなんて言ってあと帰るところなくなったりとかという心配もしなければならぬ。それから収入の問題もあります。休めば金だけじゃありません。皆さんと違って、皆さんは60パーセントぐらいもらえるかもしれないけれども、全くもらえない企業のほうが多いのではないかと。休んで日給月給だとすればね、そういう人たちに強いることになるんですよ。そういうことを今までやってきた。やってきたことによって27年度は待機児童ゼロという数値を上げてきている。実際はいました。いたという隠れ待機児童ね。そしていろいろ細々とした話も聞くんだけど、行くともう本当棒で何とかくつつく、何て言うんだそういう表現よくわからないんだけど、木で鼻をそれも違うな。そういう本当に事務的に追い返されるという具体的な話も聞いております。そういうことを27年度にやってきているという事実があるわけですが、町長、この辺の実態については認識されておりましたか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。認識はしておりませんです。大変申しわけないんですけれども、担当課も含めて国の一定の捉え方という前提でのカウント、その情報しか共有してこなかったのかなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そしてそういう方々に対しての理由としては、あと我々にもこれは正式に総務民生常任委員会でも確認しているところなんですけど、何でそしてこれは今年度の話、28年度のね。何で解消できないんだ。保育士がいません。保育士が確保されません。これは正直でいいんだよ。正直というよりも事実だから。何でないの。なかなか応募しても公募しても応募ないです。よく応募条件見ると臨時して、日当7,200円、有資格者なんです。多分これは私の憶測になる、確認もしていないから憶測の話になるかと思うんですが、保育士さん7,000円、しかも山元町の場合公的保育所です。そうすると、実際これまでも見てきた経験から言うと、本当に同じ責任で同じ作業というんですか、勤務というんですか。ということになっています、外から見たときに。それは違うよ。臨時の人にはこういうもっと軽くしていますよとかという反応あればお話しいただいてもいいんですが、それにしても日当7,200円。それに若干条件つけて交通費出しましたよ。7,200円掛けることの20日、幾らになります。計算すればわかることですから14、5万円ですよ。そういうことで多分前の質問では15万円。そのほか何の保証もないです。臨時で入って将来的には正規の道がありますよとかそういうのも示されていればまた希望を持って安い賃金で同じ条件で働こうかなという方も生まれてくるかもわかりませんが、そういう条件ではなんぼ応募しても公募しても求めても入ってこないというふうに思うわけですが、その件について町長、いかがでしょうか。そういう条件。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般質問の中でも同様の趣旨の質問があったかと思いますが、最終的に保育所行政だけを考えれば改善すべきところは改善しなければならない

というそういう思いは当然出てくるわけでございますけれども、限られた職員体制をどう見ていくのかと、そこにも行きつく問題でございますのでですね、その辺との兼ね合いを考えながら少しでも保育行政を充実強化できるような、そういう取り組みが必要なんじゃないのかなと基本的に思います。

議長（阿部 均君） 遠藤議員さんに申し上げますけれども、今の保育行政に余りにも細かい点まで入っておりますので、通告では決算認定制度についてということで役割、制度、理解、認識、「その後はどう活かそうかと」の声あり）そういう部分がありますけれども、余り細かい部分は審査の中でお願いいたしまして。今後の制度なり理解なり認識なり、活かすという部分はそれは十二分に通告もしておられますけれども、それ以外の部分、大きな通告でございますので、その辺も踏まえながらですね質疑、お願いしたいと思えます。

9番（遠藤龍之君） はい、議長。その辺を十分に踏まえながらしているつもりです。かなり遠慮してやっているつもりですから。町長、この前の答弁の中でもそうはいつでも金ないんだと。いろいろそこだけに金使えない。これ簡単に言うところいうそういうような答弁なさっていたんですが、保育は必要でしたら保育士確保と言っているんですから、それは足りないから確保なんですよ。何人の子供を面倒見るためにこのぐらいの保育士さんの数があるというのがあって、そこから出てきている保育士の確保ということになるかと思うんです。それ必要経費なんです。それで行政だ、職員の定数がどうだからこうだからという話にはならない。これは根本的な問題ですよ、制度上の。町長はそういうお考えのようだったんですが、私それちょっと違うと思うんです。これ根本的な問題ですからね。その辺の考え、いかがでしょうか。ここの3つで必要経費なんです。必要の人数なんです。それを確保しなければならぬんです。入りたいという子供を保証するということではね。その辺の考え方、どうでしょう。先日そういったような考え方を示していただいたわけなんです。

それと、あとこれも私直接聞いたわけでないんですが、そういう要請をなぜか総務課長に提起したときに、それはあんた金なんぼだ、これはちょっと未確認情報ですからいいですが、それはいいです。しかし、そういう話も伝わってきている。これも公式でもいいんですけれども、でもそれはこの場では結構です。それは多分町長の考え方に起因しているのかなというふうにも思うんですが、その辺の考え方、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。私、一般質問からお答えしている趣旨、思いは、保育行政は子育てするならというキャッチフレーズを実現する上でも大事な部分です。少子化という部分を捉えれば相当程度力を入れていかなければならないという。まさに持続的な町政運営ということを考えてときには、相当程度力を入れなくちゃいけない部分ではございますけれども、ご案内のとおり、保育行政も含めて広範多岐にわたる町の経営を考えると、これは入ってくるものと出ていくものとの関係がどこまでも付きまとう問題でございますので、そこの中で最終的にどうやりくりするかというのはうちの町のみならず、保育行政でいう正職員の人数、割合との関係というのは、我々がチェックしている段階では似たり寄ったりの対応をしてやりくりをしているという状況がございます。観光行政もやんなくちゃいけない、交流拠点もというふうな、いろいろある中で町としてもう少し町の体制を強化して保育行政にも一定の予算を振り向けてと、そういう合意形成が得るように努力しなければならぬだろうと思えますけれども、絶えずその辺との兼ね合

いが出てくるということでございます。こちらにあれすればこちらの方が関係が手薄になるということもございますので、限られた予算なり限られた職員体制をどう切り盛りしていくのかということにかかってくるということもご理解いただければありがたいと思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、まだこの現状がよくわかっていない。予算はとっているんですよ。27年度。それ使い切っていないんですよ。金がないわけでもないんですよ、やり方なんですよ、問題は。そういう話を大きく広げていってそしてごまかそうというような手法はやめてくださいよ。何回も何回も同じ場面場面で質問の趣旨、よく思いを待機児童の保護者の思いを受けとめてそして対応を考えてくださいよ。この件につきましても何回言っても全然伝わっていない。全く本当に嘆かわしい事態になっている、保育行政については。何にも考えていないんですよ。金は予算とっているのに使われなかった。使う努力しない。それを次の年度にどう活かすか。活かすためには待遇改善とかもろもろの考える。そこで大きな壁も内部にはあるようですけども、その辺を真剣に受けとめて、そして次に活かさなければならぬということを今訴えているのにもかかわらず話をまた外にそらして、もういいです。時間がないですから。

議長（阿部 均君）時間ありますので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと私、大きな話でお答えしたかもしれませんが、私の先ほどの思いは正職員と臨時職員との割合を中心にした思いをお話をしたつもりでございまして、もちろん議員ご指摘のように臨時職員を確保するための工夫努力はしなくちゃいけないよねというのは、内部でも当然のことながらしております。なぜかと言えば、県の南端ですよ。もちろん、お隣の新地町とか福島の関係もございましてけれども、基本的にはどうしても山元町の置かれた位置関係からしますと、町より仙台方面を意識した人の採用確保という関係が、傾向としては強い部分もあつたりしますので、私は周辺の自治体と同じ臨時職員でも少しでも待遇改善につながるような、先ほど担当課長から言ったような通勤手当の問題とか、積極的にやらないとほかの自治体と同じ単価で人は集められないよねとそういう問題意識の中で、常々意見交換なり問題提起はさせてもらっていますので、そこはご理解いただきたいと思います。先ほどの前段の部分についてはそういう思いでの発言であったということもあわせてよろしくお願いいたします。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。お考えについてはわかりました。いずれにしても、この件につきましては一番いいのは正規職員での対応というのが一番いいことなんでしょうけれども、それはそれでなかなかできない背景状況がある。しかしながら、16対18というかその比率は狭めていく努力もしなければならぬと思います。そして、そういう正規の職員を逆に広げていけば、当然ここで稼ぎたい、働きたいという子供たちも産まれてくると思うし、それからそれが可能でなければ少なくとも正規職員に近いここは公立保育所しかありませんから。民間とかあるとなかなか格差があつてなかなかそうもいかないという部分もある。山元町はしかも子育てするなら山元町というところで、それを代々宣伝というかそういう中での取り組みを進めているんですから、その辺の工夫はあつてしかるべきだと思います。今思いを聞きました。そういう方向でぜひ次年度に生かしていただきたいというふうなことを求めて、次に決算審査意見書の中でも示されているんですが、意見書の中では昨年に引き続く重大な事務事故に対し、組織として引き続き必要な取り組みを進めるよう指摘されているようですが、27年度の山元町の職員分

限懲戒審査会の取り組みについてどうだったか。これは総務民生常任委員会でも確認しているところなんです、ちょっと不可思議な疑問が残るような取り組みの状況になっているというようなことから総括というこの場で確認したいということなんです、その辺について。

どのような疑問かという、いろいろな案件が現実にあった中で、一番最初は27年5月に1回目、2、3、4となぜか3月議会の真ただ中でそれが開かれている。そして皆さんご記憶に新しいかと思いますが、あのような結果が出たという流れになっているんですが、それでよかったのかどうか。その辺の総括ですからね。そしてそれを今後どう生かすかということになるわけですが、とりあえず27年度の取り組み、どうであったのか、どのように総括されていたのかをお伺いいたします。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。総務民生委員会のほうでもお話をさせていただきました。おっしゃるとおり、昨年度は5月に1回、その後2月、3月に2回ということで、4回の開催でございました。その中で議会忙しい中で2月、3月というのが不自然ではないかというご指摘をいただいたところでございます。その中でも、委員会の中でもご説明申し上げましたけれども、工事等の未払い案件については過去からの長いものということもございまして、これを何とか年度内に処理したいという思いがありまして、忙しい中ではありますけれども委員の皆さんのご協力をいただいて何とか審査会を終わらせたというのが実態でございます。本来、どうであるべきだったのかというご指摘について言えば、もう少し早目に作業をして、そういう時期にならないような形が望ましかったことは確かでございます。だが、案件等がちょっと大きく、また困難が伴ったということがございましたので、こういう形になってしまったということでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しましては27年度、いろいろ大きな問題提起ではない問題があつて、何回かも確認されてきた流れがございまして。経緯がございまして。にもかかわらず、言葉悪いんですけども、しかし正直に言わせていただきますと何か意図的な背景があるの。意図的にその時期に、だって3月議会というのは本当に忙しい。皆さん暇だったからいいんですけども、多分暇でないと思うんです。そのときに3回もそこで審査やって、審査員の皆さんだって本気になって取り組めるかどうかという変な心配をしてしまいます。一般住民町民から見れば。そういう大きな疑問がある。

そして、さらに意図的、これは俺だけが思う思いだからね。意図的というのはね。あの間、いろいろありました。例えば情報公開政策提言にかかわる情報公開の動きだけでも、議会でも何回も取り上げています。9月議会でも取り上げています。何やってんだというようなことでね。審査会も開かないで9月時点でもまだ結果出てなかったんですから。それも問題意識を持っていろいろな場面で取り上げていました。当然それが大きな問題だというのは多分の皆さんの中でも伝わっていたかと思うんです。しかしながら、もろもろの問題があつて審査会が開かれなくて、結果9月議会開会中か9月10何日だかに審査ようやく終わってそこで結果が出た。今後そこらもまだ問題があつた。その時点で問題化されているんですよ。そして、その時期にかな。責任問題というのでも確認した経緯があるかと思うんですけども、そこから本来ならば動いていなければならぬ。分限審査会ね。それが動いていなかった。そして、さらに疑問を持つのはこの庶務はどこでやるのか。総務課が庶務になっています。そしてその対象となるのがとい

うのは総務課関係なんですね。その2件ともその問題になったね。本来ならば3月で町長決済やってそこで処分の内容が決まるのが、なぜか6月になったという問題。これもまた解明できていない問題なんですが、忙しい時期に対象が庶務になっている総務課が問題、2点の問題の対象に。

そこで、まともなこれは普通に考えた当たり前に考えてなかなか俺大変だと思う。その担当になった人、何か起案書つくる人誰だっつうと班長さんとか何とかって、その起案書とまたあいづだげんとも実際にすんのにね。という状況がもう最初からわかっているんだから、そしたらまた別な機関が対応しなければならぬと誰かがあそこでやらせるのちょっと酷なんでねえがや、もっと少し今回は体制変えてやんねくてねえんでねえがやどかっていう話があったってしかるべき。その問題を深刻な問題として受けとめていればの話ですがね、その辺の経緯背景が全く見えないから、ただ結果だけを見るといろいろ今言ったような本当に意地悪い思いというか考え出てくるんですが、そういう背景の中で最終的に結論出し、そしてその結果、もろもろの結果が出ているんですが、私は何を言いたいのかというと、その取り組みがちゃんとした取り組みの中身になっていない。中身になっていないような中でああいう結果が出たというところに大きな疑問を持っているから確認するという意味。

ということで、その1年間の取り組みというのに問題があったのではないかと私は思うわけですが、町長はその辺についてどのような受けとめをしているか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題については、前にも議員にもお答えを申し上げさせていただいております、基本的にはそういうことでございますけれども、確かに議員ご指摘のとおり、一般的というか客観的に見たときにはいろいろご指摘のような部分、側面が感じられるというのは、それは私は否定しません。ただ、議員も一定程度おわかりの上でお話しさせていただいたようでございますけれども、事案が残念ながら続発していたという部分、それから先ほど副町長が申し上げましたように、直近の問題だけではなく過去までさかのぼらなければならない案件もあったというふうなことなり、あるいはそれを扱う部署の人間の健康問題の関係があったりとか、いろいろな部分が重なっておりますし、年度末の関係にしましても一定の問題をある時期までにしっかり結論を出しませんと、新しい年度の体制、人事異動、昇格とか昇任とかいろいろな部分にも影響するかもしれないという問題でもございますので、もろもろのことを勘案しながら対応せざるを得ない。最終的には私自身の身の律し方ということも問われておりましたので、必ずしも本来こういう時期にこんな形でやるべきではないのかという、そういう運びができた部分が多々ございました。それはそれで反省もしなければならぬんですけれども、そういうもろもろの要因なりタイミングがございまして、そうせざるを得ないこの苦しさもご理解いただければありがたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、年度末に集中した3月議会で集中した十分な審査ができたのかなど、調査ができたのかなという不安もあって確認しているところなんですが、非常に重要な我々にとっては、庶民にとっては明らかにしていただかなければならない、解明していただかなければならない課題なんです。といいますのは、本当に十分な調査できたのか、その忙しい時期に。もろもろあるんです。この間の話の中で事実と食い違う。調査されている皆さんと我々が持っている事実がうんと違うのが違うままそれを確認できてのあの調査の結果なのか。それができてなくての調査の結果なの。できてい

ないんだったらこれは新たにしてもらわなければならない。事実が違うんですから。食い違っているんですから。この間のあんなやりとりの中で何点か挙げられますけれども、そういう事実が全く違う中での結論であるような結果ということなんです。これは全く事実が違う。その事実の違うところまであんな忙しいときにそこまで確認できて、そして結論出せたかという心配懸念があって言っているんですよ。そして、その前にそういう重要な問題であるにもかかわらず、平成27年5月が第1回目で、2回目が平成28年。ほぼほぼ1年と言わないね、何カ月というか2月の終わりです。3月議会始まるか始まんねがだがら。そして今度議会中ですから、あとの2回。3回、4回というのは議会開催中。あのとき副町長はまだ予算委員会とかまだ直接出なくてもいいときがあるからというようなことも言っていたようだけれども、でも外から見るといろいろな住民とか皆さんもあって幾ら特別委員会開催中で直接出なくてもいいというということがあったとしたって、そういう疑問なんですよ。ですから、これも何回も何回もやって別な本当の機会やらなければならないのかなとも思っていますから、まずこの疑問だけが残る。この件に関しては27年度の取り組みの中ではそのような受けとめをしています。そして、それを何かここで事実を解明するのしたいんですが、この間のやりとりではなかなかそれも望めないということですので、この件で事実だけは町長、確認してくださいよ。ここでなくていいですから、本当に違いますからね。それは総務民生常任委員会でも確認しているところですが、ただ、これは副町長の立場で当然答えられない部分も当然ありますから、ですのでここでそれをあれしてもというとおかしいんですが、また堂々巡りのことになってもうまくない。これは事実ですから事実を認めれば堂々巡りなんていうことにはならないんですが、そういうことを伝えてこの件については終わります。

あと、最後の商業者の件についてですが、この大きな流れについては理解できたわけなんです、一番の疑問は10区画がいつの間にか6区画になったと。その辺の経緯については先ほどの答弁の中でも述べられているのかなとも思いますが、ちょっとその辺の経緯については若干まだ理解不足ということと、あと坂元の大規模も、コメリのところですね。大規模商業区画についてはそもそも計画に無理があったのではないかな。もともとの計画からすれば、あそこにはもともとの計画あそこに大型商店というのはなかったんですから、最初にあそこにそれこそ支所という件があったのが、それがその地域住民の要望で変わって、あそこに大きなぼっかりとした空き地ができてしまったということから来ている私が経験している認識ではですね、そこで1町歩ぐらいあいたその利活用って考えたときに、そういうふうな考えが生まれてきたんだと思うんですけども、どこから考えても来る方も行くほうもというか、求められてもあそこに大型のコメリというのがずっとあったけれども、これは小学生と今で言うと小学生に失礼だからだけれども、我々普通に考えるとそのコメリというのは頭、提起されたときから亘理にもある、山元町にある、新地にもある、何も相馬にもあるというふうな条件状況が角田にもあるということになると、これはなかなかその要望要求あってもなかなか難しい現実的な計画ではなかったなという疑問もあって、しかしてそれはそのようになって、今現在宙に浮いた状況になっているわけですが、その辺での計画、取り組み、どうだったのかなという疑問、わかる程度でいいですので答えられる方。それで終わります、私は。聞いて。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。2点ほど、山下の小区画の関係と坂元の大区画の関係

でよろしいですよ、内容については。平成27年度の決算総括でございますけれども、これまでの経緯ということもございますので、前後関係もあわせて若干お話しさせていただきます。

山下の小区画の関係につきましては、議員がおっしゃったとおり、当初は10区画。1区画あたりが約100坪というところでスタートした経緯がございます。平成25年12月ごろにアンケート調査などを実施しまして、これまでずっとやってきた。この間、当初12店舗の出店者というものが手を挙げたところでもございましたけれども、4回、5回ということでヒアリングを繰り返してきて、最終的には4店舗、5店舗になってしまったということで、しからばこの区画をどのように使うかという経緯がございます。事業所の使い勝手等々というものに応じたように区割りする必要があるだろうということから、当初の約100坪、10区画から現在のような状況に至ったという内容でございます。まず、1点目については。

もう1点目、坂元の大区画の関係についてでございますけれども、そもそも無理があったのではないかとご指摘でございます。これに関しましては、実は昨年12月ですか、一般質問の中でもご回答申し上げましたけれども、それまではホームセンターということで進めてきたものの、地元の需要なども反映させながら検討していくということで現在に至っているわけですし、この間、何社からか飲食店関係などからもいろいろお話をいただいているところではございますけれども、どうしても夜間交通量の問題ですとかそういうもので、いいところまで行くけれども最終的にはそこで断念されるだとか、あるいは消費税の増税に伴って若干会社の経営がそれまでと変わってきたということもあって、今このような状態に至っているということもございます。これに関しましては、これまでの議会でも回答させていただいてございますけれども、道の駅の候補地の一つにもなっているということもありますし、それらも総合的に判断しながら、坂元の方々、あるいは町内全域の方々の必要とされるような商店等々の誘致について、今後も引き続き努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいんですか。終わりね。9番遠藤龍之君の質疑を終わります。
これで総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の方は直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長・副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）決算審査特別委員会の委員長・副委員長が互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に竹内和彦君、副委員長に岩佐孝子君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託した認定第1号から認定第6号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月16日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、9月16日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月21日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時43分 散会
